



世界人口白書 2010

紛争・危機からの再生：
女性はいま



世界人口白書 2010

編集チーム

This report was produced by the Information and External Relations Division of UNFPA, the United Nations Population Fund.

Reported and written by Barbara Crossette
UNFPA Advisory Board: Upala Devi, Laura Laski, Jemilah Mahmood, Aminata Toure, Sylvia Wong
Technical adviser: Nata Duvvury
Editor: Richard Kollodge
Editorial associates: Phyllis Brachman, Robert Puchalik
Editorial and administrative associate: Mirey Chaljub

Acknowledgements

The editorial team is especially grateful to the report's Advisory Board for guiding the conceptualization and development of the report and for providing invaluable feedback on drafts.

Nata Duvvury, Lecturer, Global Women's Studies, at the National University of Ireland, Galway, led research for the project, ensured that the report reflected current thinking on women, peace and security and also reviewed drafts and developed the report's annotated bibliography.

Heads or acting chiefs of seven UNFPA's field offices (and their staff) set up interviews, arranged logistics and helped guide the reporting in each location: Esperance Fundira (Monrovia), Faris Hadrovic (Sarajevo), Muna Idris (Amman), Janet Jackson (Kampala), Barbara Laurenceau (Port-au-Prince), Barbara Piazza-Georgi (Jerusalem) and Pornchai Suchitta (Dili). UNFPA's regional directors provided valuable support to the development of the report: Hafeedh Chekir (Arab States), Thea Fierens (Eastern Europe and Central Asia), Nobuko Horibe (Asia), Bunmi Makinwa (Africa) and Marcela Suazo (Latin America and the Caribbean).

Invaluable insights were also provided by Safiye Çağar, Director of the Information and External Relations Division; Neil Ford, Chief of the Media and Communications Branch; and Ann Erb-Leoncavallo, Bettina Maas and Sherin Saadallah of UNFPA's Office of the Executive Director.

The VII Photo Agency mobilized photojournalists to three of the countries featured in this report: Bosnia and Herzegovina (Antonin Kratochvil), Liberia (Marcus Bleasdale) and Timor-Leste (Ron Haviv).

The indicators in the report were generously contributed by the Population Division of the United Nations Department of Economic and Social Affairs, UNESCO Institute for Statistics, the World Health Organization, the Food and Agriculture Organization of the United Nations, the World Bank and the UNFPA/NIDI Resource Flows Project. Edilberto Loiaza of UNFPA's Population and Development Branch contributed the analysis of indicators related to Millennium Development Goal 5.

The editorial team also wishes to thank the individuals who courageously told their stories for this report.

表紙写真: 道路から瓦礫を片付ける女性たち
(ポルトープランス、ハイチ)

©UN Photo/Sophia Paris



世界人口白書 2010

紛争・危機からの再生： 女性はいま

はじめに ii

今年の白書について 1

第1章 ボスニア・ヘルツェゴビナ
—変化を促すもの 7

第2章 決議と現実：
現場の10年 15

第3章 復興の前線に立つ
女性たち 27

第4章 危機下で変化する
ジェンダーの関係 39

参考文献一覧 86

主な指標
リブダクティブヘルスを中心に 92

第5章 若者：
紛争後の社会の将来を担う者 47

第6章 錨を失くして生きる：
国際/国内避難民 63

第7章 自宅軟禁状態：
占領下の生活 71

第8章 そして10年後は？ 77

お知らせ

『世界人口白書 2010』日本語版は、2章と8章、および指標のページの抜粋です(英語版と対照できるように、ページ番号は英語版に合わせてあります)。



はじめに

女性が戦争を引き起こすことは滅多にありません。しかし、女性はあまりにしばしば戦争による最悪の事態に苦しんでいます。レイプを含め、不快きわまりないジェンダーに基づく暴力は、ますます戦争の強硬手段になっています。その直接の被害は、被害者本人をはるかに越え、知らない間に家族を引き裂き、今後何世代にもわたって社会を崩壊させるのです。

今日の紛争は、兵士が国境の向こう側の兵士と闘うというより、一つの国の中で戦闘員が支配権をめぐる争い、あらゆる手段を用いて女性や少女、男性や少年などの市民の意志を打ち砕き、彼らのもつ身体的、心理的、経済的、社会的能力を奪っています。

今日多くの紛争下では、女性はレイプやレイプの脅威によって、またその結果頻繁に引き起こされるHIV感染、トラウマ、障がいによって生きていく力を奪われています。暴力を恐れて学校に行けないとき、拉致されたり人身売買に遭ったとき、家族が離散したり避難しなくてはならないとき、少女の能力は奪われてしまいます。紛争によっては、男性も性暴力のために能力を奪われることがあります。少年もときに搾取されたり、少年兵となることを強要されます。

『世界人口白書 2010』は、紛争や長引く人道的緊急事態のなかで、女性と少女、男性と少年がどのような影響を受けているかを探り、多くの女性と青少年が、一見して克服できそうもない障がいをどのようにして克服してきたか、自らの生活の再建と、平和と社会再生の基礎を築く作業をどのようにして始めたかを示しています。

国連人口基金(UNFPA)は開発機関であり、すべての女性、男性、子どもが健康な生活と平等な機会を享受する権利の実現を目指しています。また、すべての妊娠が望んだものであり、すべての出産が安全であり、すべての若者がHIVとエイズの危険から自由であり、すべての少女と女性が尊厳と敬意をも

って扱われるよう保障することをうたっています。本白書が示すように、UNFPAは、紛争によって能力を奪われた人たちだけでなく、2010年1月にハイチを襲った地震のような災害から影響を受けた女性と少女—そして男性と少年—の能力を強化する各国政府の努力を支援しています。UNFPAはまた、地域の健康を取り戻す過程で重要な役割を果たす市民社会組織も支援しています。

ハイチの地震がマスコミで大々的に取り上げられたのに比べ、キルギスの危機については何百人もの人命が失われ、何万もの破壊があったにもかかわらず大きくは報道されませんでした。しかし、いずれの国でも女性と若者は国内強制移住や避難の状態に陥り、リプロダクティブ・ヘルスケアを受けられず、ジェンダーに基づく暴力にさらされやすいという危険な状況にあります。

今年の白書は、国連安全保障理事会決議1325号の採択10周年と重なります。この決議は、ジェンダーに基づく暴力から女性と少女を保護する手段をとるよう武力紛争下にある当事国に呼びかけ、より多くの女性を和平協定の交渉と実施に参画させることを求めています。しかし、本白書はこの決議だけを扱うものではありません。本書は、紛争や人道的危機によって女性が直面する女性特有の困難と、それに対して女性自身がどのように対応し、受けた傷を癒し、前に向かって進んでいるか、また女性が地域社会を元の状態に戻すことに力を貸すだけでなく、権利と機会の平等を基礎にいかにか新しい国づくりをしてい

るかについても述べています。

国連安全保障理事会の決議は、各国政府と国際社会が紛争にどのように対処すべきかの指針を示し、女性の保護と、平和構築と和解への女性の参画を保障する行動枠組みを設定しています。しかし、それらの決議は、女性の能力強化を図り、戦争、地震、その他の大災害など、あらゆる危機に対して長期的回復力を確立することを目指す草の根の活動に代わるものではありません。各国政府は、紛争後の復興や自然災害から派生する機会をとらえ、単に国を再建するだけでなく、よりよい国に再生させる機会を拡大する必要があります。それは、女性と男性が平等の立場に立ち、すべての人が権利と機会を享受し、かつ長期的発展に向けた基盤をもつ国への再生です。

過去10年以上にわたる経験から強調すべきことは、危機、復興、開発の間にある見せかけの境界を打ち破る必要があるということです。戦争や災害の後の人道的対策には、長期的発展と平和のための種を蒔く行動も含めなければなりません。そうすれば、国は今後爆発的に起こりうる暴力を未然に防ぎ、ハイチ地震のような大災害の後、すみやかに正常な状態を取り戻すための備えができるでしょう。危機と低開発の悪循環は、社会経済的発展と危機に対する対応能力の強化という好循環に転換させなければなりません。

開発と危機との連続性から明らかなのは、開発に対するいかなる投資も、危機や自然災害の影響を軽減するということです。最近ハイチとチリで起きた地震の影響を比較すると、開発と危機の関係が明らかになります。しかし、人道的対応の段階における投資は、それが何であれ、社会再建の強固な基礎となるということも事実です。この開発と危機の連続性によって、両者は互いに影響しあうのです。



◀ 母子の栄養不良について追跡調査するハイチの若者と面談している国連人口基金事務局長(2010年3月、ポルトープランス、ゲシコ・センター)
©UNFPA/Vario Serant

もう一つ経験からわかることは、ジェンダーに基づく暴力は真空地帯では発生しないということです。それは一般的に、制度の失敗の一つという、より大きな問題の現れで、虐待を存続あるいは容認する社会規範、危険なまでに歪められたジェンダー関係および固定化した不平等から生じる症状なのです。戦争と災害が原因でジェンダーに基づく暴力が引き起こされるわけではなく、戦争と災害がしばしばその暴力を悪化させ、あるいは頻発するのを許しているのです。

最後に、紛争に対する国際社会の対応は、質的に変化しつつあります。伝統的な平和維持活動への拠出は減り、代わって民間人が危害を受けないよう保護し、長期的には彼らが繁栄できるよう政府の基盤づくりをする開発志向の介入に移行しています。しかし、政府には国民を守る公的責任がある一方で、地域社会と個人も平和と安全保障を推進するための役割を果たさなければなりません。関係者すべてが参画すれば、平和維持活動員が帰国しても、回復期にある社会が混沌とテロの状態に逆戻りする可能性は少なくなるのです。

国連人口基金(UNFPA)事務局長
トラヤ・オベイド



今年の白書について

10年前の2000年10月31日、国連安全保障理事会は、新たな領域にそれまでにない重要な一歩を踏み出した。安全保障理事会は、武力紛争下と紛争後の女性と少女が暴力に対し脆弱であること、また戦争を予防し、平和を構築し、荒廃した社会を復興させる努力の中に女性の代表がまったく、あるいはわずかしかないことを認識し、決議1325号を採択した。この決議は、こうした怠慢に同理事会として初めて正式に終止符を打とうとしたもので、平和と安全保障の課題について、あらゆる地域の女性の潜在能力を生かすことを積極的に推進するよう求めている。

『世界人口白書 2010』は、この歴史的決議の10周年と同じ月に発表される。本白書は決議から10年経ったいま、紛争下および紛争後の状況—また緊急事態や長期化する危機的状況—のなかで、女性たちがどのように暮らしているかに焦点をあてている。

これまでの白書が国連人口基金(UNFPA)の任務と活動に関連するテーマについて学術的な側面からみてきたのとは異なり、2010年の白書はよりジャーナリスティックな手法を用い、紛争その他壊滅的崩壊の爪痕のなかで生活する女性と少女、男性と少年の生の声を伝えている。彼らは自分たちが直面している課題は何か、自分たちの社会がどのように対応し、立ち直る力を身につけているか、そしてさらに彼らの多くがいかに再建と再生に参画するようになったかについて自ら語っている。白書に登場する個人は、統計学者でも人口学者でもない。彼らは農業で生計を立てる農村の人たちであり、破壊された都市で生き延びようとする都市住民である。紛争や自然災害を生き抜いた多くの人たちは、それぞれの地域社会で仲間が立ち直り、再適応するのを手助けしている。

政府、国連機関、援助国、および財団とパートナーを組んで活動する非政府組織(NGO)やコミュニティの活動家が世界的に増加している。このなかには伝統的コミュニティの長老や宗教指導者も入っており、人々の苦悩を慰め、破壊された社会に彼らの文化的ルーツと信条を取り戻そうと努力している。文化的ルーツと信条は、あまりにしばしば戦争、難民の逃避行、占領、自然災害によってゆがめられてきた。地域での活動は傷を癒す一方で、新しい時代に向け古い慣習や行動規範を見直すことにつながる。

安全保障理事会が2000年に1325号決議を採択し、その後の数年間に女性保護についての決議をいくつか採択していた頃、紛争や災害の当事国ではさまざまな活動がすでに始まっていたが、そこに住む紛争や災害の犠牲者は、彼らが安全保障理事会で脚光をあびるようになったことなど多くの場合知るよしもなかった。彼らはまさに、再建すべきことが数多くあることを経験上知っており、しばしば国連関係の基金・機関や人道組織の支援を受けて、真正面から再建活動に着手していた。

◀ 激しい内戦の中、モンロビアで平和的抗議活動を行うリベリアの女性たち(2003年、リベリア) (ドキュメンタリー "Pray the Devil Back to Hell" (訳注: 原題—悪魔が地獄に戻るよう祈る、邦題—「リベリア 内戦を終わらせた女たち」)からの映像)

©Pewee Flomuko

1 女性・平和・安全保障に関する国連安全保障理事会の決議

決議1325号(2000年)は、女性・平和・安全保障に関するもので、武力紛争下と紛争後の女性への影響を初めて取り扱ったものである。決議は武力紛争の当事国すべてに対し、ジェンダーに基づく暴力、なかでも特にレイプやその他の形態の性的虐待から女性と少女を守るために特別の措置をとるよう要請した。

決議1820号(2008年)は武力紛争下の性暴力のみを扱った初めての決議である。この決議は性暴力を安全保障の問題として認識し、民間人に対するひとつの戦術として性暴力を振るうことは、国際平和と安全保障の維持にとって脅威であると指摘した。

決議1888号(2009年)は決議1820号に続くもので、和平プロセスの着手時点から性暴力の課題に取り組むことと、加害者を裁判にかけることの両方が重要であると強調している。この決議は、国連平和維持活動と国連が主催する和平交渉の任務のなかに、女性と子どもを保護するための特別の規定を含めるよう求めた。安全保障理事会は、和平のプロセスと調停活動の開始時点から、性暴力の問題に取り組む重要性を強調したが、それは危険にさらされている人々を守り、十分な安定を推進するため、そのことは特に停戦前の人道的アクセスと人権協定、停戦、武装解除・動員解除・社会復帰(DDR)と治安部門改革(SSR)という領

域において言えることである。

決議1889号(2009年)は、1325、1820、1888の各号決議と1612号(2005年)、1674号(2006年)、1882号(2009年)の3つの決議を、相互に補強し合うような方法で継続し、完全に遂行するという安全保障理事会の決意を再確認したものである。安保理は、紛争の予防と解決、および紛争後の公的生活に女性が完全参画することに対し厚い壁があることに、引き続き深い懸念をもっていと表明した。決議は、女性を疎外すれば、恒久平和、安全保障、和解の達成が遅れ、かつ損なわれる可能性があるという認識を示した。

リベリア国家警察・副警視総監のベネッタ・ホルダー・ワーナー(リベリアの女性子ども保護センターにて)

©VII Photo/Marcus Bleasdale



本白書は、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ハイチ、ヨルダン、リベリア、パレスチナ自治区(ヨルダン川西岸地区)、東ティモール、ウガンダにおけるインタビューと報告で構成されている。さまざまな理由からこれらの多岐にわたる国々が選ばれた。なかには最近紛争から抜け出し、限られた資源をもとに再建にとりかかっている国もある。戦争と強制移住の結果、大きな社会変革を経験した国もある。いずれの国にも国連の存在がある。それは平和維持統合派遣団の場合もあるが、あらゆるところで活発な国連機関のグループが政府と非政府組織(NGO)の活動を支援している。リベリアとウガンダは最近まで続いた紛争の戦後を生きている。ヨルダン川西岸地区から届いた話は、占領下特有の問題を活写している。ヨルダンでは、イラク人難民が家の立ち退きを強制された人生について語っている。ボスニア・ヘルツェゴビナでは、戦争の犠牲者を癒すのにどれほど長い時間がかかるか、また地域社会がその治癒の過程でどのように手助けできるか、あるいは逆にそれを阻害するかが示される。ハイチでは、何十年にも及ぶ政情不安ですでに貧困のどん底にあった国民が、いまは、甚大な被害を

もたらした2つのハリケーン直後に発生した壊滅的地震の後で、国土を再建しなければならない状況にある。

組織によってはわずか2、3人しかいない地域組織や、それより規模の大きいNGOなどは、草の根レベルで活動しながら、国連安保理決議と国連宣言の意義をすでに広げてきた。10年前、女性と少女に対する虐待またはネグレクト(無視)を取り上げるよう各国政府に要請することから始まったことが、社会の構成員すべてを包括するより幅広い運動として着実に成長してきたのである。今日では、たとえば男性と少年の心理的・身体的損傷に対する関心が高まりつつある。いまや多様な国の人々が、男性と少年が社会と生活を再建し、平和を築くための空間を創り出す一翼となるべきことに同意している。

トラウマに苦しむ犠牲者に対する社会・心理的カウンセリングが飛躍的に拡大し、多くの場所でますます専門的になっている。傷ついた地域社会が抱えるニーズは、平和協定と紛争後の暴力停止という点からだけでなく、歴史、政治、経済、文化に深く踏み込んで、暴力がなぜ発生したのか、または停戦後もなぜ続くのか、その原因を

② 国連ウイメン

国連総会は2010年7月2日、世界中の女性と少女のニーズを満たす動きを加速化させるため、新しい組織を設置することを全会一致で決めた。「ジェンダーの平等と女性のエンパワメントを求める国連機関」—通称「国連ウイメン」の設立は、資源と権限を集中して影響力を強めていくという国連改革の一翼を担う。

「国連ウイメンは世界中でジェンダーの平等を推進し、機会を拡大し、差別に取り組む国連の活動を大いに高めるだろう」とパン・ギムン(潘基文)国連事務総長は語った。「国連ウイメン」は、以前は国連制度のなかの4つの異なった部署に属していた業務のうえに構築される予定である。

- 女性の地位向上部
- 国際女性の地位向上調査訓練所
- ジェンダー問題・女性の地位向上に関する特別顧問室
- 国連女性開発基金(UNIFEM=ユニフェム)

「国連ウイメン」は2011年1月に業務を開始する。

3 決議を現実に変える

UNFPAは多くの関係者との連携のもとで、加盟各国/地域が国連安全保障理事会決議1325号と、それに続く女性・平和・安全保障に関する決議を実現することを支援している。国レベルでのUNFPAの活動の多くは、政府、国連機関、その他の機関の能力を開発することに焦点を置き、平和と安全保障、予防、保護、参加の領域で活動を企画・遂行する際にジェンダー問題を組み入れるようにしている。

予 防

コロンビアでは、UNFPAは特別対策チームを設置し、ジェンダー問題を主流に据え、軍隊と警察がジェンダーに基づく暴力の問題にもっと敏感になるようにした。

グルジアでは、UNFPAはサービス提供者を対象にリプロダクティブ・ヘルス、性やジェンダーに基づく暴力、レイプサバイバー(訳注:レイプの被害から生き延びた人という意味が込められた表現)の臨床管理に関する問題について研修を実施している。

コソボでは、UNFPAは保健省職員とコソボ女性NGOネットワークを対象に心理社会的研修を支援している。ネットワークを構成するNGOは、ジェンダーの平等と女性のエンパワーメントおよびジェンダーに基づく暴力の予防と根絶を目指し政策提言を行っている。

リベリアでは、UNFPAは保健社会福祉省が、特に性暴力とジェンダーに基づく暴力のサバイバーのための心理社会的支援と地域支援のサービスを確立

するのを援助した。

ネパールでは、UNFPAは「1325号決議実行のための全国行動計画」を策定する手助けをしている。UNFPAとパートナー組織は、2008年に国民議会の女性議員を対象に基本的人権について研修を実施し、国連安全保障理事会の1325号と1820号決議を強調した。

タジキスタンでは、UNFPAは女性差別撤廃条約の下で女性に対する暴力と闘う非政府組織の委員会に協力している。

保 護

ボツワナでは、UNFPAは診療所に来る難民を対象に、HIV予防を含むセクシュアル/リプロダクティブ・ヘルスサービスを支援・提供した。

コロンビアでは、UNFPAは女性に対する暴力に関連した総合的保護体制を拡充するため、施設と地域社会の能力を開発するプロジェクトを支援している。

コートジボワールでは、UNFPAはジェンダーに基づく暴力のサバイバーにサービスを提供するセンターを創設した。

インドネシアでは、UNFPAはアチエ州計画開発庁が、女性・平和・安全保障の問題に取り組む州の行動計画案を作成するのを支援した。

コソボでは、UNFPAと労働社会福祉省が協力して、家庭内暴力の被害女性向けシェルターをつくる資金調達戦略を策定している。

レバノンでは、UNFPAは紛争後の社

会で、女性に良質の精神衛生・心理社会的サービスとリプロダクティブ・ヘルスサービスが提供できるよう、サービス提供者の能力開発を支援している。

リベリアでは、UNFPAは法務省が性暴力とジェンダーに基づく暴力に関する検察部門を設立するのを支援した。そこには24時間体制のホットラインとジェンダーに基づく暴力事件を専門的に扱う裁判所が備わっている。

女性の参加

コロンビアでは、人道をめぐる状況に関する政策決定過程に女性を参加させることが、UNFPAの人道的戦略の項目に含まれている。UNFPAは、平和プロセスに参加している女性団体の支援も行っている。

ボツワナでは、UNFPAは国内の州立大学およびユニセフ(UNICEF)と提携して、首長会議(訳注:国会の上院に相当)が女性・平和・安全保障に関する問題を包括的に扱うための能力開発事業に着手した。

ルワンダでは、UNFPAは国の警察当局がより効果的にジェンダーに基づく暴力に取り組めるよう、また女性警察官の採用と昇進を推進するよう支援している。

一掃するには何をすればよいかを解明しようとする公式・非公式のプログラムからも明らかにされている。このような議論に青少年を参加させることの重要性が広く受け入れられ、最近では多くの新しいプログラムが始まっている。議論にはあらゆる分野と年齢の芸術家がそれぞれの作品を通して熱心に加わり、スポーツ界の名士も自発的に若者とともに活動している。

2005年の国連総会世界サミットの精神に共鳴し、期せずして多くの市民が、政府が国民を「保護する責任」について着目しつつある。2005年に世界の国々が同意したのは、大規模な危害から国民を守る責務は、まず第一に各国政府が負うものであり、他のあらゆる手段が失敗したときには、虐待を止めさせるために国際社会が支援し行動を起こすということだった。この保護責任は幅広く解釈されてきた。身体的な危害から保護するだけでなく、少なくともその精神としては、紛争後の地域に必要な法律と司法制度の設置や強化のための手続きも含むとみなされているところもある。紛争後の地域では、往々にして財産権をめぐる論争が起きたり、家庭内暴力や街頭での犯罪という不安定な状況が生じているからである。保健・教育サービスを含めたあらゆる種類の制度を機能させれば、平常の状態への復旧も速まり、将来の紛争予防の助けにもなり得る。

ジェンダーに基づく暴力と虐待は多様な形で続いており、武力紛争によってしばしば悪化する。それはまた、強制移住させられた人や、自然災害で家を失った人たちの難民キャンプでの不安定な家庭生活によっても悪化する。いま認識されているのは、ジェンダーの役割が、戦争、軍隊による占拠、難民生活によって逆転ないし変容し得るということである。それらのことはすべて、世帯内での経済関係を変える可能性が



ある。そのような変化は社会に大きな影響を及ぼす可能性があり、そうした影響を理解し、その知識を建設的な目的のために使う機会があれば、紛争後の世界を先導するのに役立つ。生活が崩壊してしまった多くの国々で、人々は人道的組織や開発機関の支援をたびたび受けながら、数え切れないほど多くの大小さまざまな方法で、よりよい将来のために活動している。

▲ サラエボの国立大学病院の内科医であり、ボスニア・ヘルツェゴビナの心理療法士の中で指導的立場にあるドゥブラヴカ・サルジッチ=ティズダレヴィッチ。「拷問には相手の家族全体を被害者にするという意図もあるのです」

©VII Photo/Antonin Kratochvil



決議と現実： 現場の10年

国連安全保障理事会が、紛争下の女性をいかに保護するかに焦点を当て、戦争の予防と恒久的平和の構築に女性を関与させるべきであると要求し始めたのは2000年の初めで、その頃までにすでに世界は民族紛争の10年、それもときに戦闘員より民間人の死者が上回る大量虐殺的紛争の10年を経験していた。それでも逆説的に言えば、1990年代は女性に関して、これまでになく国際的な進展がみられ、約束がなされた時期でもあった。そのハイライトは、1993年の世界人権会議(ウィーン)、1994年の国際人口開発会議(カイロ)、1995年の世界女性会議(北京)であった。これら3つの会議は紛争下にある女性の問題を取り上げ、女性の権利を守るための行動について議論した。約束と現実との溝を埋めるまさに好機であった。

国連安全保障理事会決議1325号の前文中で、同理事会は「武力紛争が女性および少女に与える影響について理解すること、また女性および少女を保護し、彼女たちに和平プロセスへの完全参加を保障する効果的の制度を整備することが、国際的な平和と安全保障の維持に大きく貢献しうる」と明記した。この決議をもって、安全保障理事会は彼らに与えられた任務の定義を拡大するという歴史的決定を行った。これ以降、戦時下および平和時における女性の待遇と役割は、国際安全保障を考察する際の一要因として組み込まれることになったのである。

当時、安全保障理事会のメンバーであったバングラデシュのアンワルル・チョードリーは、その瞬間のパワーを忘れられないと

言う。「女性は、自分たちが平和の構築と紛争後の復興の質的向上に貢献できると何度も繰り返し言ってきたが、決議1325号の採択は、女性たちが長い間待ち続けた機会の扉を開けた」と、チョードリーは2010年3月のインタープレス・サービスに意見記事を載せている。次いで彼は、「北京行動綱領と決議1325号は、世界人口の半分を占める女性に権利として享受すべきものを与えるためだけでなく、世界をより住みやすい場所にするためにも、女性の能力強化に対し何ができるかについて明らかにしたという点で、他に類をみない。しかし、その実行となると、われわれが今立っているのはどこだろう」と述べている。

◀ リベリア警察を指導する
ザンビア出身の国連警察
官エステラ・バンバ(モ
ンロビアのサレム警察
署にて)

©VII Photo/Marcus Bleasdale

モンロビアのサレム警署では、警官の25%を女性が占める(リベリア)

©VII Photo/Marcus Bleasdale



6 人権と女性に対する暴力

1995年、北京で開催された第4回世界女性会議で189カ国が採択した北京宣言と北京行動綱領は、女性に対する暴力は女性の人権の侵害であり、女性があらゆる人権を十二分に享受する妨げとなると強調している。焦点は、女性に対する暴力を予防し排除するための行動に関して、国の説明責任を要求することに移った。北京行動綱領は、平等・開発・平和の目標を達成するために緊急行動が必要とされる重大問題領域を明らかにした。その領域の一つが女性に対する暴力である。

女性に対する暴力を人権侵害と認めることは、そのような暴力を予防、根

絶、処罰するために、国には法的拘束力のある義務が課せられるということであり、その義務を守れなかった場合には説明責任があるということを明確に意味する。これらの義務は、国には人権を尊重し、保護し、推進し、履行するための手段を講じる責務があることに起因している。

女性への暴力に対して政府はあらゆる適切な施策をとるべきであるという主張は、こうして、自由裁量の領域から移行して法的権利となる。国に責任をもたせるために人権という枠組みによって開発された多くの手段や仕組みが、国際的にも地域レベルでも利用で

きるようになる。その中には人権条約関連団体や国際戦犯法廷があり、アフリカ、ヨーロッパ、アメリカの人権のための制度がある。

出典：In-depth study on all forms of violence against women: Report of the Secretary-General, 6 July 2006

チョードリーは2000年3月に国連安全保障理事会の議長を務めており、その時に女性の保護と参画を安全保障理事会の議題として取り上げた。彼はインタビューに答えて言った。「私は軟らかい問題を議題に出したと責められました。激しい抵抗にあったのです。彼らの頭の中では、女性と安全保障が結びつかなかったのですね」。決議が通るにはその年の10月までかかった。

決議1325号は国連事務総長と国連平和維持活動局に対し、いくつか具体的な要求を行った。その中には軍事監視員、文民警察、人権担当官、人道支援要員の間で女性の役割を拡大させることが含まれた。国連憲章第7章は、安全保障理事会が制裁を加えたり、軍事介入の権限を付与することを認めているが、決議1325号にはその執行力はない。決議は「ジェンダーの視点を平和維持活動に積極的に取り込む意思を表明し、(国連事務局の長として平和維持活動局を監督

する)国連事務総長に対し、適切と判断した場合は、現地活動の中に確実にジェンダーの構成要素を含めるよう強く要請する」ものである。

それに対する反応が鈍く思われたため、安全保障理事会は決議1325号で終わりとはしなかった。2008年6月19日に採択された決議1820号では、あらゆる戦闘員と、民間人を保護する責任のある政府に対して、さらに強い文言を投げかけた。この決議は「武力紛争のすべての当事者に対し、民間人に対するあらゆる性暴力行為を即時、完全に停止することを要求」している。また、性犯罪を平和協定の恩赦条項から除外することを要求し、「レイプと性暴力は戦争犯罪であり、人類に対する犯罪であり、大量虐殺の一部をなす行為でもある」として、紛争当事者すべての注意を喚起している。これらの犯罪は、国際刑事裁判所ローマ規程に成文化され、地域戦争犯罪裁判所に適用

7 信頼できるデータに向けて

国連人口基金(UNFPA)その他の国連機関は、紛争下、紛争後、および緊急事態における人道的介入に役立つ性別データを収集・分析するため、新しい制度を開発しつつある。このようなデータ、特にジェンダーに基づく暴力のデータは、これまでほとんど、または全く存在しなかった。

2009年10月、安全保障理事会の要請を受けて、「女性・平和・安全保障に関する国連関連機関特別対策部」は、国連と加盟各国による1325号決議の実施状況をモニターするため「世界指標に関する技術作業部会」を設置した。UNFPAはこの技術作業部会のメンバーとして、国連事務総長が

2010年10月に安全保障理事会に提出することになっている指標リストの最終ドラフト作りを支援している。

UNFPAは国連難民高等弁務官事務所および国際救済委員会と提携して、「ジェンダーに基づく暴力の情報管理システム」を開発した。このシステムは、データに裏付けされた事業作りを向上させ、現地での調整を改善するモデルとなるかもしれない。この実験的システムは、人道援助団体すべてにまたがって関連データの管理を体系化する試みである。この新しいシステムは、データ収集・分析の基準となる手段と方法論を提供し、人道援助が行われる状況の中でジェンダーに基づく暴

力に関する情報の信頼性を高め、地方、国、世界レベルの意思決定を促進するのに役立つだろう。

2009年以来、UNFPA、国連女性開発基金(UNIFEM)およびジェンダー問題と女性の地位向上に関する特別顧問事務所は、1325号決議に基づく国家行動計画策定と、決議1325号(および1820号)の実施モニターに役立つ指標を行動計画の中で開発または改善するため、国の能力を強化しようと模索してきた。2009年にはウガンダとシエラレオネが、関連する指標を盛り込んだ国家計画を策定した。

8 フィリピン人は独自の1325号行動計画をどのように起案したか

国連安保理決議1325号実施に関する国の工程表作成を求めた国連の要請に応えるには、必ずしも政府の行動を待つ必要はなかった。紛争が続いたフィリピンでは、市民が主導権を取ったのだ。平和教育センターの副所長ハスミン・ギャラスは、その経緯を次のように説明する。

その動きは3人の女性から始まった。彼女たちは2007年末、フィリピンのある女子大学のカフェテリアで会い、安全保障理事会決議1325号の実施について自分たちの国では何らかの動きがあったのだろうかという疑問をもった。3人はフィリピン女性委員会に連絡をとり、共に協力して平和団体と女性グループを対象に全国規模のワークショップを開催した。その目的は、決議に関する意識を高め、自ら決議を実行に移す意欲があるかどうかを問うことだった。彼女たちはどうすればこの決議が支持されるか知りたかった。このワークショップは、国際女性トリビュン・センター、平和と人権に関する組織であるSulong CARHRIHL、フィリピン女性委員会の共催で開かれた。

ワークショップの結果、決議1325号と1820号の双方を遂行するために国の行動計画を策定すること、また政府の平和機関である和平プロセスに関する大統領顧問府が、国家行動計画の作成を率先して行うよう求めるという決定がなされた。全国に設けられた6つの地域協議会を指導する準備委員会も設置された。準備委員会は、女性・平和・安全保障に関する行動計画のたたき台として最初の素案を作成した。そ

の後、2009年8月から10月にかけて、フィリピンの6つの州で数回にわたり多方面からなる関係者協議会が開かれ、この素案に肉付けがなされていった。

協議会の参加者は中央および地方政府の担当官、軍と警察のメンバー、先住民族、宗教団体、平和・女性・人権問題の分野で活動している草の根組織や市民組織だった。そこでの議題は、女性・平和・紛争についての状況分析、平和のビジョン、平和構築に関する女性の自発的活動、国の行動計画に盛り込むべきことに関する提言であった。

2009年10月、行動計画の草案が、国際女性トリビュン・センター主催の全国市民組織ワークショップにおいて提示された。また、地域協議会に参

加したのと同じ政府機関から全国レベルの代表を集めて、同様のワークショップが実施された。その後、行動計画案は更なるコメントと考えを得るため、地域協議会の参加者に送付された。国家行動計画は2010年3月、準備委員会によって最終的に編集され、同年3月25日に発表された。

この行動計画は2010年4月に実施に移され、和平プロセスに関する大統領顧問府から女性団体や平和団体に対し、約20万ドルの資金が拠出された。フィリピン女性がそれぞれの地域社会や国全体の中で、犠牲者から平和構築者という立場に変わるよう、国家行動計画がその促進役として確実に機能することを目指し、男性と女性の双方がその後も引き続き共に活動している。

フィリピンの国家行動計画には次の4つの目標がある。

- ・ 武力紛争下と紛争後の状況において女性の人権を守り、女性の権利の侵害を防ぐことを保障する。
- ・ 女性の能力を強化し、平和構築、平和維持、紛争予防、紛争解決、紛争後の再建という分野において、女性の活発な意味ある参加を確保する。
- ・ 紛争予防、紛争解決、平和構築のあらゆる側面でジェンダーの視点を推進し、それを主流に据える。
- ・ 国家行動計画の遂行を成功させ、その目標達成に当たり説明責任を高めるため、モニター・評価・報告を行う「モニタリングと報告システム」を制度化する。

された。それまでも何年にもわたって、ジェンダーに基づく暴力事件、特にコンゴ民主共和国の暴力事件は広く報告されていた。

1年3カ月後の2009年9月30日、安全保障理事会は決議1888号の中で、「武力紛争下における女性と子どもに対する暴力については、あらゆる形態の性暴力を含め、繰り返し非難してきたにもかかわらず、また武力紛争のすべての当事者に対し暴力行為の即時停止を要請してきたにもかかわらず、暴力的行為は依然として続いており、組織的に行われたり拡大している場合があることを深く憂慮する」と繰り返し表明した。

2010年半ばの時点では、国連加盟192カ国中18カ国が国家行動計画を作成しており、女性を保護し、戦争と平和に関する決定と行動に女性を参画させるという世界的取り組みに加わることを確約した。自国の実情に合わせて行動計画を作成した国は、オーストリア、ベルギー、チリ、コートジボワール、デンマーク、フィンランド、アイスランド、リベリア、オランダ、ノルウェー、フィリピン、ポルトガル、シエラレオネ、スペイン、スウェーデン、スイス、ウガンダ、英国である。このなかの5カ国は、紛争後の復興と平和構築に活発に取り組んでいる。さらに多くの国が、2010年半ばの時点で国家計画を作成中と報告しているが、国家計画の策定は、国としての約束を示すだけでなく、国連決議を政府内部で制度化し、執行責任をもつ担当官や担当部局を明らかにするうえでも重要である。国連安保理決議1325号採択10周年が近づくとつれ、より多くの国家計画が完成され、発表されることが期待される。またそれらの計画が漸次遂行されていくことも期待されている。

2010年の初め、パン・ギムン国連事務総長は、安全保障理事会の要請に応じて、紛争下の性暴力に関する特別代表を任命



し、当事者すべてが行動をとるよう強く促した。安全保障理事会の指令は広範囲に及んだ。安保理決議1888号には次のようにある。「国連事務総長は、首尾一貫した戦略的指導力を発揮する特別代表を任命することを要請した。特別代表は既存の国連の調整制度を効果的に強化し、とくに軍と司法の代表を含む政府と、武力紛争のすべての当事者、市民社会とともに提言活動に従事する。その目的は、国連本部と各国レベルの双方で、武力紛争下での性暴力に取り組むことであり、主として複数の国連機関による新戦略である「紛争下の性暴力に対する国連行動」(United Nations Action Against Sexual Violence in Conflict)を通し、すべての関係者による取り組みの調整と協調を推進することにある」。

特別代表という新しい任務に事務総長が白羽の矢を立てたのは、マーゴット・ウォールストロムだった。彼女はスウェーデ

▲ 「女性に対する暴力根絶を目指す団結集会」で発言中の、紛争下の性暴力に関する国連事務総長特別代表 マーゴット・ウォールストロム。彼女は近年の紛争ではレイプが前線で起こっていると言う
©UN Photo/Devra Berkowitz

9 行動を求めるブリュッセルの呼びかけ

2006年6月にブリュッセルで開かれたシンポジウムで、各国政府、国連、市民社会、欧州委員会の代表たちは、次のように宣言した。国際社会は、ジェンダーの公正と平等を推進し、女性の経済・社会・政治的能力を強化することで、性暴力とジェンダーに基づく暴力を防がなければならない。

シンポジウムの参加者は、食料、燃料、水、衛生、避難施設を含む人道支援のあらゆる側面に、性暴力の予防と保護を組み入れるべきであり、紛争下と紛争後における性暴力とジェンダーに基づく暴力の予防および対策に携わるすべての関係者の能力を高めるために、投資が必要であると語った。

「行動を求めるブリュッセルの呼びかけ」(Brussels Call to Action)の全文は、下記のウェブサイトで読める。

<http://www.unfpa.org/emergencies/symposium06/>.

ン政府の閣僚と欧州委員会の副委員長を経験しており、安全保障の中で女性に関する問題を推進してきたことで知られていた。彼女はまた、この問題に関する国連安全保障理事会の諸決議を実行する緊急性について、意識を高めることを強力に主張したヨーロッパ人であった。ウォールストロムの任命から1カ月後の2010年3月、国連はアイルランド元大統領で元国連人権高等弁務官でもあるメアリー・ロビンソンを共同議長とする専門家グループを設置した。その目的は、安全保障理事会決議1325号の実施に向け、国連の支援を調整することである。

その一環として国連平和維持活動局は、世界中に派遣する文民警察官にさらに多くの女性を登用しようと募集を行っている。また、国連平和維持軍の兵士の中にも、各国の軍隊から派遣された女性たちがいる。2010年現在、同局は12万4000人近くの要員を全世界に派遣しているが、そのうち10万人以上が制服組であった。制服組の中には、2010年半ばの時点で1万3680人の現役の警察官が含まれている。

決議1325号が採択されてから、軍と警察における女性の割合は徐々に増えている。2006年末の時点では、制服組の階級をもつ女性は1034人だった。それが2007年12月には1360人、翌年には1794人になった。ただ、制服組の中では依然としてごく少数である。2009年時点で、女性は国連警察全体の7%でしかなかったため、平和維持活動局は女性の採用を増やそうと世界的な取り組みを始めた。目標は2015年までに警察官の20%を女性にすることである。

国連平和維持軍に最も多く兵士を派遣している国の中でも、バングラデシュとインドの2カ国は、警察の仕事にも女性を派遣するという点で模範的記録をもっている。インドは初めて女性のみで構成される警察分遣隊をリベリアに送った。最近では、女性だけのバングラデシュ部隊がハイチに派遣され、インドの新しい部隊もハイチに向かう途上にある。国連部隊へのもう一つの主要派遣国であるパキスタンには、女性部隊の創設計画があり、他にもいくつかの国が同じ計画を考慮中である。ナイジェリアは女性部隊をリベリアに派遣する予定である。これらの女性部隊は、事前に編成された、単独の性による別個の派遣部隊である。

2000年に採択された安全保障理事会決議1308号は、HIV/エイズの蔓延が社会不安と緊急事態にますます多大な影響を与える可能性を考慮し、HIV/エイズ拡大に対し国際的に調整のとれた取り組みをすることが重要であることを再確認した。また、暴力と社会不安という状況の中でHIV/エイズの蔓延がさらに悪化し、それが感染リスクを一層高めることを認めた。とりわけこの決議は、平和維持活動要員に対しHIV/エイズの拡大防止に関する研修を行うため、さらなる手段をとるよう要請した。

多くの国は、通常、軍と警察の男女混成派遣隊として、男性と一緒に女性を派遣し

てきた。南アフリカ共和国は、国連に配属させた平和維持要員およそ2100人のうち、女性が17%を占めたという記録をもつ点で、他国に先んじている。ナイジェリアも5000人近くの平和維持要員の中で、約350人の女性を配置している。

警察や軍の制服を着た女性は、地元の人たちに次のようなメッセージを送っている。それは、国連が任務を遂行するに当たって、女性を男性と同等とみなしているというだけでなく、女性の警察官や女性部隊が強力なモデルとなりうると理解しているというメッセージである。暴力から生き延びた女性は、女性の担当官のほうが暴力事件について報告しやすいだろう。リベリアでは、アイスランド出身の警察官でリベリア国家警察の国連顧問を務めるグナ・グジョンズドットティール(Gna Gudjonsdottir)が、朝、モンロビアの街でジョギングをしていると、道で出会う女性が歓迎の笑顔を送ってくると話している。

決議1325号、1820号、1888号、1889号が国連の場に登場した年月の間に、連帯を求める運動の中で自ら行動を起こした女性たちも、積極的取り組みを行っていた。おそらくその最良の例は、決然たる覚悟をもったリベリアの女性たちだろう。彼女たちは極度の危険をものともせず、抗議のため集結し、2003年にチャールズ・テイラー大統領と反政府軍に和平協定を結ぶよう迫った。あるいはまた、最近、勇気を奮い起こして自分たちの体験を明かしたボスニア・ヘルツェゴビナの女性たちもいる。彼女たちの目的は、何千もの人たちが1990年代のバルカン戦争から今なお引きずっている社会的汚名に異議を唱え、自分たちの苦悩が現在も続いていることを政府に認めさせることにあった。

国連ミッションの中で、ジェンダーに基づくプログラムを制度化する動きが進行し

ている。東ティモールでは、国の警察開発プログラム、UNFPA、国連警察(国連東ティモール統合ミッション(UNMIT)の最大の構成員)、およびその他の国連機関代表が、東ティモール国家警察のために、ジェンダーに基づく暴力事件の捜査に関するマニュアルを共同で執筆した。また伝統的に、家庭

暴力から生き延びた女性は、女性の担当官のほうが暴力事件について報告しやすいだろう

内の虐待は家族の問題なので家庭内で解決すべきであるとみなしてきた社会で育った地域の警察官を対象に、研修プログラムを実施した。家族のなかでの虐待は家庭内で解決すべきという見方が一般的であるという事実は、UNIFEMが委託した調査結果が2009年に発表された際に、特に強調された点である。その中で、東ティモールの女性の多くが、暴力は普通の家庭生活の一部だと考えていることがわかったのである。

2010年5月、東ティモールの国会は、2003年以来さまざまな草案段階を経

10 ジェンダーに基づく暴力

ジェンダーに基づく暴力とは、個人の意志に反し、悪意をもって加えられるあらゆる有害な行為を包括的に表す言葉である。それら有害な行為は、社会的属性として生じた男女の違い(ジェンダー)に根ざしている。

「ジェンダーに基づく暴力」という用語は、「女性に対する暴力」と同じ意味で使われることが多い。「ジェンダーに基づく暴力」という言葉は、暴力的行為の中でもジェンダーの側面、つまり社会における女性の従属的立場と、女性がますます暴力を受けやすくなっていることとの関係を強調している。ただし、男性や少年もジェンダーに基づく暴力、特に性暴力の被害者となりうることを指摘しておくことは重要である。

出典：Guidelines for Gender-based Violence Interventions in Humanitarian Settings, United Nations Inter-Agency Standing Committee

11 平和維持要員に対する新しい指針

国際社会が、特に2000年以降性暴力を優先課題としたことは、「性暴力を含む身体的暴力の脅威が差し迫っている状況の中で、平和維持活動が民間人を保護できなければ、活動の信頼性は危うくなるという理解を反映したものである」と、軍人で構成される平和維持要員向けの一連の新しい指針は述べている。この指針は、国連平和維持活動局、UNIFEM、「紛争下の性暴力に対する国連行動」によって2010年6月に発表された。

「紛争関連の性暴力に対する取り組み：平和維持活動の分析的調査表」によると、平和維持活動に従事する制服組は、性暴力との戦いを支援し、女性と少女の生活、ひいては市民社会にも好ましい影響を及ぼす可能性をもっている。

平和維持活動の中の軍事部門は、女性を暴力そのものから保護するだけでなく、「その後の個々の社会的、経済的回復を支援する」点においても重要な役割を果たしうる。平和維持活動

局の軍事顧問チカディピア・オビアコ一中尉は、指針の序文にそう書いている。さらに、「紛争関連の性暴力から民間人を保護することは、軍だけの仕事ではなく、安全で安心できる環境作りのために、他の関係者の参加も必要な仕事である」と述べている。

指針は www.unifem.org/materials/ に掲載されている。

て家庭内暴力禁止法を通過させた。東ティモール政府は、この法律の作成とその目的および重要性を議員に周知させるに当たって、UNFPA、UNIFEM、UNMITの支援を得た。それ以前には家庭内暴力に関する法案は棚上げされてきた。というのも、家庭内暴力について定義はしたものの、それを処罰する権限は付されていなかったからである。その障害は2009年に刑法が可決採択され、どのような攻撃が家庭内暴力の犯罪とみなされるかが明らかになり、この種の犯罪が「公に」されたことで取り除かれた。その結果、家庭内暴力は、告訴状の提出有無にかかわらず起訴されるようになった。

家庭内暴力禁止法の採決に先立って行われた公聴会では、このような法律はティモールの文化や家族の尊厳に反すると論じた人たちがいた。東ティモール駐在のジェンダーに関する国連警察上級顧問であるリタ・レディは、ティモール人の多くが伝統的慣習の問題に直面していると言う。例えば、家庭内紛争の根底には、長年続いてき

た花嫁の持参金制度「バーラケ(barlake)」があることが多い。「約束通りの持参金でないとなされた場合、女性は暴力的な叱責を受けることがあるのです」と、人権とジェンダーの問題に関し世界的経験をもつマレーシア人のレディは語る。

国連警察の支援を得て、東ティモール警察により「弱者支援室」が設置された。「弱者支援室はすべての県警察本部に1カ所設置してあり、女性と子どもにかかわる事案をすべて扱うことになっています」とレディは説明する。このプロジェクトの一環として、ユニセフ(国連児童基金)は、子どもに身近で親しみやすい面談室をつくった。「弱者支援室という概念は外国のものなので、私たちがこの国を去った後なくなって欲しくありません。今後も継続して、警察活動の一部と認めて欲しいと思っています」とレディは言う。東ティモールのNGOの中からは、国連平和維持要員と警察訓練官がいなくなったなら、人権とジェンダーに配慮した研修も優先されなくなるのではないかと懸念が聞こえてくる。同様の懸念は、

大規模な平和維持軍とUNFPAなど人道支援・開発関連の国連機関が活動しているリベリアでも聞かれる。

レディはディリで、ジェンダー関連の研修が必要なのは地元警察だけではないと語った。国連警察自体にも45カ国から集まった警察官がいるが、そのうちジェンダーに基づく暴力や性暴力に関して何らかの経験があるのはごく一部でしかなかった。「だから、家庭内暴力禁止法に関する研修プログラムは、国連警察官向けでもあるのです」。東ティモールの国連警察の7%は女性が占めている。「平和維持活動局本部から指示がいくつもあり、警察内部でジェンダーのバランスをとるべきだという勧告がありました」とレディは言いながら、女性に加わってもらうのは依然として困難だと付け加えた。

東ティモールでは、警察官の制服を着た女性が、警察業務の一部として「当たり前」にみられる必要があり、またティモール人女性の役割モデルという役目を果たす必要性も非常に大きい。しかし、レディによると、先進国出身の国連女性警察官の取り扱いには、恐らく驚くほど高いハードルを越えなければならないという。彼女たちは「女の仕事」をしているとみられるのを好まないのである。「西欧志向の国からきた女性警察官が何人かいましたが、彼女たちは被害者保護部隊に配属されることを、女性や子どもの子守をさせられるように感じたようです。彼女たちは男性と同じ仕事をしたいのです」。

一方、東ティモールの国家警察隊には現在女性警察官が約20%おり、世界の平均を上回っている。「しかし、最高幹部の中に女性はいません。女性警察官は全員が下の階級で、1人だけ警部階級の女性がいるだけです」とレディは言う。

リベリアでは、リベリア国家警察の女性・子ども保護課長ベネッタ・ホルダー・



ワーナーが、停電で空調も照明も切れると耐えがたいほど暑くなる、風通しの悪い、窮屈で暗い部屋で仕事をしている。彼女の事務室の隣は男性用取調室で、ドアの外で大声を上げて取っ組み合いがあると会話もできない。「この建物は子どもに優しくありません。被害者は手錠をかけられた人たちの側を通らなくてはならないので、おびえています」と彼女は言う。ここには、ほ

▲ 戸別訪問をする国連警察官(左側：子どもたちと手を繋いでいる)と東ティモール国家警察(PNTL)弱者支援室の警察官

©UN Photo/Martine Perrett

12 安全保障理事会、紛争、HIV/エイズ

2000年に採択された安全保障理事会決議1308号は、HIV/エイズの蔓延が社会不安と緊急事態にますます多大な影響を与える可能性を考慮し、HIV/エイズ拡大に対し国際的に調整のとれた取り組みをすることが重要であることを再確認した。また、暴力と社会不安という状況の中でHIV/エイズの蔓延がさらに悪化し、それが感染リスクを一層高めることを認めた。とりわけこの決議は、平和維持活動要員に対しHIV/エイズの拡大防止に関する研修を行うため、さらなる手段をとるよう要請した。

とんどがまだ十代という青少年を留置する少年房はない。

それにもかかわらず、ワーナーによると、悲惨極まりない内戦の終結後、ユニセフの支援を得て設置された彼女の課は、被害を受けた大勢の子どもを扱って5年という間に、よく前進したという。全国の現職警察官を対象にした研修は、女性と子どもに対する犯罪について警察官の意識と理解を高めるのに役だったと、ワーナーは語る。リベリアの各州でこの種の犯罪と被害者を扱っている特別警察部署は、いまや広範囲にわたる対応をとることができている。その対応には、逮捕、サバイバー(訳注：暴力の被害から生き延びた人)のカウンセリング、安全な住宅の提供(少年用の1カ所を含む)、医療ケアの保障がある。国の特別対策部は子どもの人身売買反対キャンペーン

に着手し、全国の捜査手続きを改善する努力がなされている。かつては、犯人が最初に逮捕された後、サバイバーや家族がその後の経過を追うことはほとんどなかった。「今は、告訴する人が増えています」とワーナーは話す。

国連警察や各国警察隊の中で女性の数が増えることが、危機の後もいかに長い間役に立っているかについて、アフリカ全域から報告が上がっている。シエラレオネの女性警察官として最高の地位にあるカディ・ファコンド副警視総監は、内戦直後、この国に配属された国連警察からジェンダーに配慮した警察業務のあり方を学習した。その後シエラレオネは国連の支援を得て独自の家族支援室を設置し、レイプや家庭内暴力その他の犯罪のサバイバーが、警察に助けを求められるよう奨励している。

現在、スーダンのダルフルにある国連・アフリカ連合同ミッションに従事しているファコンドは、国連ニュースサービスに対して、ダルフルでもジェンダーに配慮したより多くの警察活動を見たいと語った。彼女はまた、ジェンダー担当官は、活動範囲は広いが、避難民にはたらきかける手段があるところならどこでも出動態勢をとっているべきだと話した。彼女がこれまで働いていたシエラレオネやリベリアと同様、ダルフルでも女性は性暴力やジェンダーに基づく暴力の影響を受けており、「国連警察の女性警官と話すとはっとする」と言う。

13 緊急事態下の性暴力

緊急事態の初期段階—つまり地域社会の崩壊が始まり、人々が移動し始め、保護システムが十分に機能していない状況—で、ジェンダーに基づく暴力事件として報告されるもののほとんどは、女性がサバイバー/犠牲者で男性が加害者という性暴力である。性暴力は、差し迫った緊急事態下で起こる、最も身近で危険なジェンダーに基づく暴力の形態である。後の段階—より安定した段階や復興・回復期には、他の形態のジェンダーに基づく暴力がより頻繁に発生し報告される。そのなかで目立つのは、有害な伝統的慣習(女性性器切除、若年結婚の強制、名誉殺人)と家庭内暴力である。

緊急事態の初期段階における介入では、性暴力に焦点をあてるべきだが、他の形態のジェンダーに基づく暴力を必ずしも無視してよいということではない。たとえば、家庭内暴力の激しさと頻度は自然災害の後に高まることが多く、人道支援要員による即時介入が必要とされるかもしれない。

出典：Guidelines for Gender-based Violence Interventions in Humanitarian Settings, *United Nations Inter-Agency Standing Committee*



◀ モンロビアのサレム警察署で犯罪統計を調べる女性警察官たち(リベリア)
©VII Photo/Marcus Bleasdale

14 緊急事態下と危機の中でのHIV/エイズ

紛争、社会不安、貧困、無力感など、複雑な緊急事態の構成要素をなす条件は、そのままHIV/エイズとその他の性感染症の急速な拡大を早める条件となる。

危機の間は、貧困、無力感、社会不安などの要素の影響が強くなり、同時にHIV/エイズに対する人々の脆弱性が増す。緊急事態と伝染病の蔓延が同時に進行すると、家族や地域社会の離散が起こり、安定した人間関係が脅かされる。人の行動を規制していた社会規範は往々にして弱まる。そのような状況下では、女性と子どもが暴力を受ける危険が増し、食料、水、あるいは安全保障などの基本的ニーズを手に入れるため、セックスをせざるを得なくなることもある。避難することによっ

て、HIV/エイズ蔓延レベルの異なる集団が接触することになるかもしれない。このことは、人々が農村部での紛争や災害を逃れて都市部に移動する場合に、特に当てはまる。

緊急事態でも特に深刻な段階では、サービスが不在あるいは不適切になり、予防策は全般的に欠如し、コンドームが手に入らなくなるため、HIV感染/エイズ拡大に拍車がかかる。戦争時には、汚染血液の輸血を通してHIV/エイズの拡大リスクが高まるという証拠がある。

軍隊、平和維持要員、その他の武力集団の駐留も、HIV/エイズを拡大させる要因である。これらのグループは、すべてのHIV予防活動に組み入れていく必要がある。

最近の人道危機をみると、HIV/エイズの蔓延、不安定な食料事情、統治の弱体化の間には複雑な相互関係があることが明らかになる。緊急事態に対応する際には、これらの事態の間の相互作用を念頭に置く必要がある。

緊急事態に対する全般的支援対策の一環として、HIV/エイズ対策に早急に取り込む必要がある。そうしないと、HIV/エイズの影響は長期化し、危機そのものを越えて広がり、緊急支援の結果に影響を及ぼし、復興と回復の将来見通しをも左右することになるだろう。

出典：Guidelines for HIV/AIDS Interventions in Emergency Settings, United Nations Inter-Agency Standing Committee.



そして10年後は？

過去10年を振り返り、今後10年に思いを巡らすと、国連平和維持活動担当官や人道支援機関には、紛争後の社会における具体的な変化と多くの確実な進展がみえるだけでなく、新しい課題もみえてくる。新しい課題には、次の一步を踏み出すための責任ある長期的関与が必要で、それは社会のあらゆる部門における開発であり、紛争後の再建と治癒が長く続くようにするには、同時に女性にも焦点を当て続けることである。ハイチ大地震のような人道的危機と緊急事態においても、同様の課題が数多くある。

ゴールウェイにあるアイルランド国立大学の世界女性学プログラム共同所長で、紛争後の社会に関する指導的学者であるナタ・ドゥブリー博士(Nata Duvvury)は、次のように言う。「国連安全保障理事会決議1325号は基本となるものです。なぜならそれは、紛争の影響を受け、かつ紛争後の再建途上にある女性と少女、男性と少年に特有のニーズを満たす方法の概略を広範囲に示しているからです」。「各国政府は1325号決議に沿った政策の立案・実践という点で前進しつつありますが、決議のあらゆる側面が効果的政策として実現した例はまだ一つもありません。さらに重要なことは、透明性をもち説明責任を伴う仕組みが構築された例がないのです」。

「そうした状況なので、私たちが現実には紛争の少ない世界に向かっていくと結論づけることはまだできません。それでも2001年のある重要な調査によると、国内でジェンダーの平等が進んでいる国ほど、国

際的危機にあっても暴力に訴える傾向が少ないことがわかりました。つまり、紛争後の社会が再生と再建の基盤としてジェンダーの平等の確立に力を注げば、紛争を減らすことは可能だということが示唆されたのです」とドゥブリー博士は語る。この調査は「ジェンダー、暴力、国際危機」というタイトルで、メアリー・カプリオリとマーク・ボイヤーの共著により『ジャーナル 紛争解決』(*Journal of Conflict Resolution*)に掲載された。

政府も国連平和維持要員も同じように新時代の幕開けを認識し、ところによって平和構築と再建の速度は遅くとも、その過程で女性を支援し、女性を参加させることで多くのものが得られると理解している。国連機関は、女性は国の発展の鍵であること、また紛争後の社会で、女性は単に保護が必要な犠牲者としてだけでなく、復興の重要な担い手として受け止められたいと願っていることを明らかにした。コミュニテ

◀ 損壊の激しいカルフル・フィユ(フィユ交差点)近隣でビルの残骸を見つめるひとりの女性(ボルトーブランス、ハイチ)

©Benjamin Lowy/VII Network

罪を問わないことに終止符を打つ：戦争の被害を受けた女性にとって、裁判の遅れは裁判の否定以上の意味をもつ。それは絶え間ない恐怖である。第一に優先すべきは、性暴力が罪に問われないという悪循環を断ち切ることである。世界女性会議の北京宣言が明らかにしているように、「いかなる国も、すべての個人の人権と基本的自由を保障しない言い訳として国の慣習をあげてはならない」。

戦争の被害を受けた女性と少女を保護し能力を強化する：保護と能力の強化は、国連安保理決議1325号と1820号の二本柱である。私たちは単に暴力から女性を保護するのではなく、彼女たちが変革の担い手になれるよう保護するのである。

政治的約束と政治の指導力を強化する：国連安保理決議1820号と1888号は、それ自体が目的ではなく、政治指導者の手中にある手段なのである。性暴力をこれ以上「単なる女性の問題」として棚上げするべきではなく、次のような行動を支援する層の拡大に向け努力がな

されるべきだろう。それは、各国政府、国連、地域組織を結集し、彼らがこの課題を主体的に受け止め、その成功に責任を感じるようにするための行動である。

戦争やテロの戦術としてのレイプを再考する：今日の紛争では、レイプは闘いの最前線に存在する。レイプは安全保障上の問題であり、その視点からの対策が必要である。このことが認識され、実現されなくてはならない。性的テロを容認する人たちは、安全保障理事会が制裁を加える権限や、国際裁判所に訴訟事件を照会したり、強固な法的手段を制定する権限をもっていることを無視して、そうしているのである。戦時下のレイプが平時にも起こることを防ぐため、和平交渉では初期の段階から性暴力に十分取り組まなければならない。

国際社会の対応を一体化し強化する：戦争の被害を受けた女性にとっては、「1325号」も「1820号」も「事業や基金、組織」もない。ただ、「国連」があるのみである。私たち国連関係機関は、政府、非政府のパートナーと共通の

目標に向け、一体となって活動しなければならない。

北京行動綱領の約束と決議1325号の採択を振り返りながら、私たちは、平和と安全保障に女性を参加させることが新しいことではなく、当たり前のことになる時代の到来を待ち望んでいる。私たちは、平和になっても、もしレイプが続くなら女性にとっての平和はやってこないことを知っている。また、何ら補償がなされなければ、法律ができて女性に正義をもたらすことはないだろうし、何十年もの間女性を排除してきた後に会議の席が用意されても、それは真に女性の参加を保障するものではないだろうということも知っている。最終的には、コンゴ東部の市場に通う女性たち、ダルフルの難民キャンプの外で薪を集める女性たち、アフガニスタンの村で投票の列に加わる女性たちの生活の中で変化が実感できなければならない。彼女たちの安全保障がなされてこそ、対策は真に成功したと言えるのである。

イレベルでは、携帯電話で国中に、またインターネットで世界中に繋がっているNGO(非政府組織)が、その地域特有のニーズ、状況、文化に沿った革新的プログラムを創っている。援助国政府は彼らのアイデアに耳を傾ける必要がある。

多国籍組織と地域組織も、女性、平和、安全保障の問題に関して行動をとるようになった。これらの課題をめぐり2010年にイベントを実施した組織としては、アフリカ

連合、欧州安全保障協力機構(OSCE)、世界銀行がある。OSCEの会議では、特に「安全保障に女性を参画させることの利点を理解する」ことに焦点が当てられ、紛争予防からテロとの闘いに至る幅広い活動における女性の役割を議題に含めた。

国連平和維持活動局の責任者で国連事務次長のアラン・ルロワと、同局のジェンダー顧問コンフォート・ランプティは、女性の保護と地位向上に向けて平和維持活動の

中に明るい動きが起きているとみている。

パン・ギムン国連事務総長は、2010年にアン・マリー・オルラーを国連平和維持活動局の初の女性主任警察顧問に昇格させた。オルラーは弁護士であり、スウェーデン国家警察で20年もの経験を積んだ古参であり、2008年に同局の次席警察顧問として就任して以来、国連警察の活動にもっと多くの女性を登用しようと先頭に立って努力してきた。

現在は世界3カ所で、女性の事務総長特別代表が民間側から国連平和派遣団を率いている。その女性たちは、リベリア駐在のエレン・マルグレート・ロイ(デンマーク人)、東ティモール駐在のアメーラ・ハク(バングラデシュ人)、キプロス駐在のリサ・M・バットンハイム(米国人)である。国連は、平和維持要員と人道機関が国単位のチームとして共に活動するという統合派遣団の方向を目指しているため、これら女性のトップたちは、平和維持派遣団が始めた復興支援や再建支援の多くを、各国の政府と協力して継続する最前線に立つことになる。良質な文民警察活動と、法による支配の確立が紛争後の開発には欠かせない。それは、ごく最近、家庭内暴力に対する新しい法律の受益者になったばかりの女性にとって、特に重要である。この分野の代表補佐として4人の女性の任命も行われた。

ルロワ事務次長によると、国連警察官の役割と人数は急速に拡大している。それは、紛争後の状況に移行する国の数が増え、国連軍の数が縮小し、健全な文民警察活動の遺産を保障することが優先課題になっているからである。多様な国々の政策にあわせて、国連警察官はパトロールし、捜査を支援し、地元警察や国家警察部隊の訓練にあたるなどしている。ここ5年間で国連警察官の数は劇的に増えた。「2006年には国連派遣団に6000人の警察官がいまし



◀ 安全保障理事会でのブリーフィングを行う東ティモール国連事務総長特別代表兼国連東ティモール統合ミッション (UNMIT) 責任者のアメーラ・ハク

©UN Photo/Paulo Filgueiras

た。それがいまでは1万3000人以上になります。3年間で倍増し、その増加傾向は続いています。しかも、女性のほうが増えているのです」とルロワは言う。

「過去10年で平和維持活動局の役割はすっかり変わりました。平和維持の任務はさらに複雑化し、より広範な課題を扱うようになっていきます。市民社会を相手にすることがずっと多くなりました」とルロワは言う。彼はまた、ブルンジ、アフガニスタン、ネパールでは、国連派遣団が議会における女性議員数の割り当て制を推進したと言ひ、「リベリアではレイプ法の採択を、東ティモールでは家庭内暴力法の採択をすよう強く働きかけました。人権に関しては、法的枠組みが整ってきたとみています」と付け加えた。

平和構築活動を国際主導から国内主導に円滑に移行させることが大切である、とコンフォート・ラムプティは言う。「国連が引き上げてしまう国では、市民社会やジェンダー関連の省庁などがあとを引き継いで、継続性を確保する必要があります。これまで国際的平和維持派遣団が駐在していなかった国では、政府と市民社会の双方が国連諸機関からの十分な助言と支援を得、資金と事業の助けを借りて、平和維持に責任をもつこととなります」と彼は続けた。

ルロワ事務次長によると、国際的には、平和維持後の開発に適切な資金供与がなされるよう見届けることが重要となるだろう。なぜなら、国連加盟国は合意された平和維持活動査定費は支払う必要があるが、人道支援・開発プログラムには任意で拠出することになっているからである。平和維持活動から、恒久平和に必要な長期的開発へと滞りなく移行が行われるために、国連は2005年に政府間組織である平和構築委員会を設置した。2006年には、紛争に逆戻りする危険のある脆弱な国を支援するため、同委員会に3億4000万ドルの平和構築基金が設けられ、その機能が強化された。現在、ブルンジ、中央アフリカ共和国、ギニアビサウ、リベリア、シエラレオネの5カ国が、同委員会の支援を受けている。2009年9月からは、ジュディ・チェン-ホプキンズが平和構築支援担当の国連事務総長補として、ニューヨークから国際活動を指揮している。

モンロビアのサレム警察署の女性警察官が犯罪記録を照合する(リベリア)

▼ ©VII Photo/Marcus Bleasdale



チェン-ホプキンズは、アフリカで10年間国連開発計画(UNDP)の仕事をした後、世界食糧計画(WFP)のニューヨーク事務所で働き、直近の職務は、国連難民高等弁務官補であった。彼女の事務所は、事業を实践するパートナーとしてUNFPAと密接な関係があるという。なぜならUNFPAが焦点をあてている女性と若者は、紛争後の国の再建にとって重要だからである。彼女によれば、多く的人是、ジェンダーと若者、平和構築の関係を明確に把握していないが、紛争後の社会の若者の失業率は70%にも上がることがあり、彼ら、中でも教育も職業訓練も仕事の希望もないまま戦場から戻ってきた若者たち—彼女の言葉を借りれば「怠惰で怒れる若い男たち」—は、犯罪や新たな暴力の誘惑に弱いと言う。「こうした状況下の若者の失業は、もはや開発問題でもありません。それは平和と戦争の問題なのです」と彼女は言い、女性に関しては「平和の推進者としての女性の役割が、私たちが介入すべき主な領域のひとつになりました」と付け加えた。

チェン-ホプキンズによると、平和構築委員会の活動の主要分野は、武装解除と元戦闘員の社会復帰を含む安全保障部門の改革、国家間の対話と和解プログラム、法の支配と暫定的司法制度、基礎的サービスと行政の立て直し、経済の再活性化であり、このような活動は暴力の再発防止と直接関連しているという。

「問題は一度紛争が発生すると、再発の危険が50%あるということです」とチェン-ホプキンズは言う。国際的対策は、多面的で創意工夫に満ちたものでなくてはならない。シエラレオネとリベリアでは、平和構築基金からの資金が、地域社会全体の補償金制度導入に当てられた。個人ではレイプを訴えられないであろう女性に支援が届くようにするためである。

30 紛争下の性暴力に対する国連行動

「紛争下の性暴力に対する国連行動」通称「UNアクション」は、紛争下および紛争後の性暴力に取り組む13の国連関係機関の活動を結集するものである。協調体制で実施されるUNアクションの目的は、関連機関の調整と説明責任を向上させ、プログラム立案や提言活動を拡大し、国連安全保障理事会決議1820号と1888号に応じて紛争関連の性暴力防止に取り組む国々を支援することである。

UNアクションは紛争予防に対する女性の関与を支援し、和平交渉と紛争後の復興過程における女性の影響力を

高めるものである。このことは、性暴力が司法部門と安全保障部門の議題に含められることを確保する助けとなる。UNアクションは性暴力のサバイバーを対象としたサービスの強化も求めており、その中には保健ケア、法的支援、生活立て直しのための経済支援などが含まれる。

UNアクションの活動

・ 国レベルの活動：国レベルの戦略的支援。その中には能力強化のための取り組みと、国連合同機関による計画策定・事業立案に目標を定めた支

援が含まれる。

- ・ 提言活動(アドボカシー)：人々の意識を向上させ、性暴力に取り組む政治的意志を引き出すための行動。性暴力への取り組みは、「レイプをなくすのはいま (Stop Rape Now)」という、より大きなキャンペーンの一端として位置づける。
- ・ 実践を通じた学習：紛争関連の性暴力に関する知識の拠点(knowledge hub)の創設。そこにはデータ収集の方法、国際法体系、効果的対策に関する知識が含まれる。

コフィ・アナン前国連事務総長時代に彼の下で政治顧問を務め、副官房長だったエリザベス・リンデンマイヤーは、現在コロンビア大学国際関係・公共政策大学院の国連研究プログラムを総括している。2010年1月、彼女は調査団を率いてハイチに行き(偶然にも大地震の時だった)、その結果を『ハイチー平和維持活動後の未来』と題する報告書にまとめた。この報告書は、絶え間ないリスクにさらされていると思われる国の困難な課題に立ち向かうには、新しい考え方が必要であると結論づけている。報告書の内容はハイチに限定されているが、そのメッセージは普遍的である。

リンデンマイヤーは「国連安全保障理事会と国際社会が直面している大きな問題は、安全保障は開発とは別のものだという認識が続いていること」だと記している。

「安全保障を、治安部門改革(SSR)と警察活動だけに厳しく限定した定義は、決して長続きしない。ハイチの貧しい人々にとって、社会の安定と恒久平和に対する唯一

最大の脅威は、正規の雇用であれ農業であれ、生計を立てる機会がないことである。安全保障理事会が平和を戦争や紛争のない状態と定義し、一義的に‘ハード面の安全保障’問題だけを取り上げている限り、ハイチの不安定さと脆弱性の根本原因に適切に取り組むことはできないだろう」とリンデンマイヤーは書いている。

ジョーダン・ライアンは国連開発計画(UNDP)の危機予防・復興局長である。国連が活動している国では、UNDPの各国事務所代表が国連職員のトップであり、調整担当の役目を担うため、ライアンのチームの考えと計画は世界全体に反映される。2006年から2009年に現職につくまでの間、リベリアへの国連派遣団で人道支援調整官と国連事務総長特別代表補佐を務めたライアンは、そこで大規模な紛争後の復興に取り組む最前線に立った。本白書のためのインタビューと記述による回答の中で、彼は、女性の保護と地位向上を推進する国際協定を越えて、いかにその先に進むかについて



▲ 国連開発計画(UNDP)総裁補佐兼危機予防・復興局長のジョーダン・ライアン：「ジェンダーに基づく暴力は、家庭内外で女性が経済的権利を実行する上での大きな障壁ともなります」

©UN Photo/Mark Garten

は、新しい考えが必要だと注意を喚起している。これら国際協定と同様に価値があるのは、目標と基準を設定することである。教育や保健ケアの拡大、あるいは信頼できる司法制度の開発など、時間がかかることは多くとも、重要なプログラムに対し一貫して支援するという長期的約束が必要である。援助国/機関はその困難で長い道のりに参加しなければならない。

「それは、もっと多くの女性を会議のテーブルに連れてくるというだけの問題ではなく、ジェンダーに関する議題が包括的なものだとことを確認することでもあるのです。また、‘テーブル’つまり男性主導が当たり前とされる統治構造の中で、ジェンダーの視点を明らかにしていくことができることを確認することでもあります」とライアンは言う。「女性だけの警察隊があったとしても、女性の保護がその任務に含まれていなければ、あるいは安全保障や司法の制度が機能していなければ、女性の保護のためにできることはほとんどないのです」。

「女性のリーダーシップに関するあらゆる提言にもかかわらず、紛争後のジェンダーをめぐる包括的議題については、いまだに十分明記されないままです。女性の参加

や性暴力の問題に重点が置かれる一方で、土地改革、行政の地方分権化、民営化をジェンダーの側面からとらえることには、ほとんど注意が向けられていません。危機後の平和構築において女性の意味ある参加を支援するには、人間の能力強化、女性の組織、女性の積極的貢献を可能にする環境という3つの分野への投資が必要です」とライアンは言う。

援助国/機関や政府には、人間の能力強化に対し、もっと明確なビジョンのあるアプローチが必要だと彼は言う。「農村部と都市部で女性の保健ワーカーを訓練し雇用すること、地域の診療所が資金・設備面で適切に整備されることが、危機後の国の主要な課題です」。

性暴力とジェンダーに基づく暴力を取り上げた安全保障理事会の決議や、他の多くの宣言・事業において焦点となったことがらを振り返りながら、ライアンは問いかける。「私たちは正しい質問をしているのだろうか？性暴力とジェンダーに基づく暴力および搾取は、市民権を行使し、指導者としての役割を担い、和解に貢献しようとする女性の能力を根本から阻害しています。また、ジェンダーに基づく暴力は、女性が家庭の内外で経済的権利を実現しようとするときの最大の障害でもあるのです」。

ライアンはさらに続ける。「しかしながら、平和構築の枠組みや優先計画の中で、性暴力とジェンダーに基づく暴力や搾取への対策は、非常に狭義に定義され、財源も不足し、一貫した取り組みもありませんでした。その理由の一つは、性暴力とジェンダーに基づく暴力の予防、保護、および身体的・心理社会的回復に関して、証拠に裏付けられた取組方法がほとんど存在していないということにあります。政治的意志にもかかわらず、私たちには明確な答えがないのです。私たちはどこにおいても性暴力を

防止できなかったわけですから、現在の取組方法の是非について注意を払っていく必要があります。意図するかしないかにかかわらず、私たちは前後の状況や原因と結果について理解しないまま、かなりの資金を分配しているのです」。

紛争が終わったら暴力は減るだろうという希望が打ち砕かれたことについて、さまざまな国の女性が何といているかを思い起こしながら、ライアンは言う。「安全保障理事会の決議は、紛争関連の性暴力について、それが戦争の兵器として使われた時は安全保障の問題だといっています。しかし一方では、和平合意署名の後でも、女性に対する暴力は増えていることを示す調査が増えています。特定の形態の性暴力が、いわゆる戦場の内外で、なぜどのように起こるのかについて、歴史的にかつ現在の状況を踏まえて理解する必要があります」。

「性暴力を犯罪の観点だけでみること

はできません。性暴力は、戦争の恐怖とトラウマが積み重なった結果表れるものであり、度重なる恐怖とトラウマの原因でもあるのです。男性にももっと注意を振り向ける必要があります」とライアンは付け加える。ウガンダにあるマケレレ大学難民法プロジェクトの活動が示すように、アフリカではこの点に注目が集まりつつある。「紛争後何十年たっても男性を社会に再統合する‘当たり前の’社会環境が欠けているために、彼らは心理社会的問題に直面しています。私たちはこの問題に取り組まなければなりません」とライアンは言う。

軍隊から市民の環境に移行するにあたり、戦争が社会におよぼす広範囲な影響について、さらなる研究を、特に貧困国で行う必要があるとライアンは結論づける。「アメリカでは、帰還兵を何十年にもわたって調査した結果、戦闘のトラウマと、失業、ホームレス、銃の所有、子どもの虐

31 武装解除の成功の鍵はジェンダー

武装解除・動員解除・社会復帰(DDR=Disarmament, Demobilization and Reintegration)は、軍事戦闘員の解散と彼らの社会復帰を円滑に進めるための活動である。この活動に含まれるのは、武器の返却、元戦闘員の移住(最初はキャンプ、その後は他の土地に移ることが多い)、元戦闘員への救援パッケージ(衣服、食料、現金など)の支給、および元戦闘員が出身地のコミュニティに復帰するのを支援するための信用貸し、訓練、その他のプログラムの開発である。

しかし、武力紛争は男性と女性に異なる影響を及ぼす。どの紛争にもそれぞれの力学があるが、男性は組織的闘争に従事し、女性は難民キャンプに

逃れ、暴力への服従を強いられることが多い。女性はまた従来の伝統にはなかった責任を負い、家族の食料、住まい、安全を確保するため、さらに重い家庭責任を担わなければならないことがある。

紛争後の資源入手について、女性と男性は平等ではない。ほとんどの社会にはジェンダーによる偏見と不平等が存在しており、男性のほうが再建計画からの恩恵を受けやすい立場にあることが多い。女性と少女が事業から排除されないよう、また再建への取り組みから恩恵を受けられるよう、特別の注意を払うことが一般的に求められている。このような努力をしなければ、DDR活動にはジェンダーの不平等

を広げてしまう危険がある。

元戦闘員の男性という社会の1グループに焦点をあてるだけで、彼らが他の社会構成員とどのように交わるかを考慮しないDDR活動は、限られた効果しか生まなかった。社会がどのように再建されるか、ジェンダーの側面からその過程をみることも含めて理解することが、平和維持の可能性を高めるのである。

出典: Gender Perspectives on Disarmament, Demobilization and Reintegration, Briefing Note 4, 2001, Office of the Special Adviser on Gender Issues and the Advancement of Women.

待、家庭内暴力、薬物乱用、自殺、殺人、犯罪の発生率の高さの間に関連があることが明らかになりました。しかし開発途上国には、紛争下にあった元戦闘員や元兵士の心理社会的再適応に関する文献も経験もほとんどありません」。これまでの調査や診療活動は、西欧の分析と処方箋にあまりにも頼ってきたと彼は付け加える。

最後にライアンは「暴力とその犯罪から立ち直るという心理社会的問題に、理論と実践面から取り組むことについて、早急に関心を向ける必要があります」と言う。手っ取り早い解決策はない。この問題は、広範囲にわたる国々の多くの人々から本白書に寄せられたメッセージでもある。彼らは

「人間開発と人間の安全保障は、自然災害からであれ紛争からであれ、復興の目標の二本柱であるべきです」

自らの人生の中で破滅的混乱を経験したことがあり、紛争後の世界をより良くするにはどうしたらいいか理解しようと、今なお闘っている人たちである。

ナタ・ドゥブリィは、次の処方箋を提案している。「人間開発と人間の安全保障は、自然災害からであれ紛争からであれ、復興の目標の二本柱であるべきです。これらの目標を達成するには、すべての人の経済的・社会的・文化的・市民的・政治的権利を保障する革新的工程表が必要です。女性と少女、男性と少年は、すべての権利をもつ市民として、この工程表を作成し実現する中心的担い手です。ジェンダーの平等とジェンダー規範の変容は、彼らの全面的参加を確保するうえで核になります。法律と政策は大切ですが、それだけでは十分ではありません。ジェンダー規範の変容は、個人、家族、地域社会、国、国際機関全体と

して、いずれもそれぞれの内側から起こらなければなりません」。

「それと同様に重要なのは、変革の責任は国際組織や国家だけにあるのではなく、地域社会と家族にもあるということです。ジェンダーの平等、市民の権利、人間開発、人間の安全保障を推進するため、さまざまなパートナーシップが全世界で展開されつつあります。それらは、女性と男性の間、地域社会と国の間、国と国の間、国際組織との間のパートナーシップです。こうした動きを支援し拡大する必要があります。国連安全保障理事会決議1325号を背景として、紛争から離れ平等を目指す新しい関与のありかたが生まれつつあり、ジェンダー、社会、経済、政治にみられる階層制度を解消する方向に向かおうとしています」。

「災害後や紛争後の状況における復興と再建の取り組みを通じて、再構築だけでなく変容が実現される可能性もあります。危機的状況によって固定化した人間関係の形態が崩壊し、女性が伝統的範疇にはない役割や責任を引き受けることがしばしばあります。しかし、再建の段階では既存のジェンダー規範に急速に逆戻りすることが多いのが、経験上わかっています。このことから以下の課題がみえてきます。つまり、今日ではジェンダーに配慮した取り組みが幅広く実施されるようになったものの、ジェンダー規範の構築や、ジェンダー関係をより公正なものに変容させる方法については、さらに深い理解が必要であり、そのことに対してまだ十分な注意が払われていないようだという事です。言い換えれば、女性が(たとえば政治的割り当て〈訳注：女性議員の定数割り当て制など〉)について声を発する機会を作ることだけが重要なのではなく、女性の技能と実績に関する認識を変え、組織内での女性の権限を確実にかつ

実質的に変えていくことも重要なのです」とドゥブリイは言う。

「これから取り組まなければならない課題は、女性と男性、少女と少年が平等に資源を入手でき、資源利用の管理能力をもち、参加の権利を享受できるようにするため、ジェンダーの関係におけるパワーバラ

ンスをいかにして根本的に変えていくかということです。言い換えれば、再建の過程が単に回復ではなく再生となるには、(男女の)社会的関係、価値観、アイデンティティ、思考形態、制度の変容に焦点をあてる必要があるということです」。

32 平和の構築者としての女性

女性は公式の和平交渉から除外されることが多く、政策決定の場にはごくわずかな女性代表しかいない。しかしその一方で、紛争の被害を受けた多くの国の経験が示すように、女性はしばしば非公式の平和構築活動や政策関連の活動に積極的に関わっている。

ブルンジとネパールは紛争の被害を受けた国だが、ともに市民社会の女性が和平と紛争後の処理に一貫して尽力したことで知られる。両国では、紛争中に女性の公的役割と公的責任が拡大したことが土台となって、一連の女性組織と女性ネットワークが設立された。これらのネットワークの中で、女性は紛争中から平和構築の活動に携わり、和平交渉にジェンダーの視点と女性の参加を組み込むため、活発に仲間を募った。紛争後には女性の政治参加、女性の権利とニーズに関する提言活動を続けた。

1998年にブルンジの和平プロセスが開始された頃、ブルンジの女性組織はすでに数年にわたって平和のために結集していた。1994年に勃発した内戦に対応して、女性は多民族にまたがって集まりをもち、数多くの組織とそれらを統合する2つの組織を設立した。それは、「ブルンジ女性協会・女性NGO連合」と「ドゥシレハムウエ

(Dushirehamwe)」で、草の根レベルと全国レベルで平和のための提言活動に従事する多様な女性グループが団結したものである。紛争後も、女性組織と女性ネットワークはブルンジの女性が結集し行動する重要な場であり続けた。

ネパールでは、2006年の平和的民衆抵抗運動の中に女性の政治参加のうねりがみられた。この抵抗運動は、市民社会の女性が街頭に繰り出して平和と民主主義を要求し、和平交渉のきっかけとなった、この時以来、優先事項も行動の内容も対象グループも異なる、活発で多種多様な女性組織が活動を展開してきている。政治組織と市民社会グループの間に公的な連絡網はないが、多くの女性組織は自分たちの意見を聞いてもらおうと、さまざまな手段(嘆願書、メディア発表、ワークショップ、セミナー、署名運動、街頭デモなど)を使って、政治指導者と政治機関に接触するため粘り強い努力を続けた。女性組織はまた、「シャンティ・マリカ」、「平和・権限・民主主義・憲法議会を求める女性連合」、「ウイメンアクト」などのネットワークを通して、女性、平和、安全保障に関する合同の目的に向け結集した。

出典：Women's Organizations: A Driving Force Behind Women's Participation and Rights, Åshild Falch, 2010, Peace Research Institute Oslo.

『世界人口白書 2010』の主な指標

リプロダクティブ・ヘルスを中心に

毎年、世界人口白書は、国際人口開発会議(ICPD)のさまざまな側面を実践する際にどのような進展と課題があるかを示すデータあるいは「指標」、あわせて国/地域、世界の人口統計指標を提示している。

2010年版の白書は、いくつかの指標に関する分析を初めて取り入れたが、今年の焦点はリプロダクティブ・ヘルスに置いている。

誰もがリプロダクティブ・ヘルスを得られるようにするというICPD行動計画の中心的目標は、それがミレニアム開発目標5に盛り込むべき目的として2007年に採択されたことで、開発の優先事項であると再確認された。誰もがリプロダクティブ・ヘルスを得られるという目標に向けた進捗状況は、思春期の出生率、避妊実行率、家族計画の未充足ニーズ、産前ケアの利用の可否に関するデータを使って測定される。

誰もがリプロダクティブ・ヘルスを得られることは「継続ケア」として重要な要素で、それはひるがえってその他の分野にも利益をもたらす。女性や少女が妊娠するかしないか、するとしたらいつかを自己決定できる力をもてば、彼女たちが健康に妊娠し、産前ケアを受けようとする確率は高くなる。彼女たちの子どもが乳児期と幼児期を生き延びる確率も高まる。母親が生存している場合、少女が教育を続ける可能性は高くなり、そのことで若年結婚の割合は低下し、出産も20代になるまで遅らせる可能性が増す。その結果、妊娠・出産が原因で死亡するリスクは低くなると考えられる。このようなプラスの循環を証明する証拠が増えているにもかかわらず、誰もがリプロダクティブ・ヘルスを得られるようにするという目標は、依然として大きな課題のまま残っている。

次ページ以降にある表は、人口・社会・経済に関するいくつかの指標を示している。これらを合わせると、ICPD行動計画で定義された開発の優先事項と、ミレニアム開発目標の達成に向けた進捗状況を包括的に説明するのに役立つ。

本白書にあるICPD関連の指標は、教育と保健に関するミレニアム開発目標の達成に向けた進捗状況を示すものである。これらの指標はまた、リプロダクティブ・ヘルス、妊産婦保健、新生児と子どもの保健に対する継続ケアの側面も示している。保健指標には、妊産婦死亡率、乳児死亡率、避妊実行率、HIV/エイズ感染・罹病率、思春期の出生率が含まれる。出産時における専門技能者立ち合いの有無を含む継続ケアに加え、一連の人口統計指標に焦点を当てた

2番目の表には、さらなる追加指標が含まれている。

それに続く表は、リプロダクティブ・ヘルスへのアクセスに関する指標を、より包括的な指標体系、すなわち人口の趨勢、生活状態、資源および女性のエンパワーメントに関するその他の要因へのアクセス、教育へのアクセス、保健サービスへのアクセスを含む体系のなかで示している。データをこのように提示することで、女性と男性の生活の質を左右する要因を広範囲に把握することができる。また、これらの表はリプロダクティブ・ヘルスへのアクセスにとって重要な意味をもつ3つの要因、すなわち国の経済力、教育水準、都市化の水準に関する情報も提供する。

データは各国内の社会・経済的特性によって分けられてはいないものの、教育水準、経済力、居住地(都市/農村)などの要因には顕著な格差があることが示されている。

その他の社会・人口学的特性という観点から考察すると、ICPD関連のデータについては、過去10年間で思春期の出生率が低下し、避妊実行率が増加しているものの、誰もがリプロダクティブ・ヘルスを得られるという面では全体的に進展が鈍っていることがみてとれる。

女性がリプロダクティブ・ヘルスを得られるかどうかは、女性の相対的な社会・経済的地位と関連していることが多い。すべての人にリプロダクティブ・ヘルスをという目標に向けた進捗が遅くなっている多くの国々でも、経済的・社会的地位が比較的高い女性の間では重要な改善がみられた。そうしたなかで、マダガスカルのような国では過去10年間に著しい進展があったが、進展の割合は一律ではなく、より恵まれた層で最大の進捗が報告されている。同じ時期、避妊実行率が低く、家族計画の未充足ニーズが高い多くの国々では、最も裕福な世帯の女性、中等教育以上の教育を受けた女性、都市に住む女性は、教育を受けていない、家計に恵まれない、あるいは農村部に住んでいる同年齢の女性と比べて、母親となる確率が高らかに低く、避妊を実行している可能性は高く、避妊薬(具)のニーズが満たされない割合も低いことがわかっている。

最も裕福な女性と最も貧しい女性、最高の教育を受けた女性と最も教育を受けていない女性、都市に住んでいる女性と農村の女性の間にある大きな格差は、主要地域レベル、国レベルで、また国内と主要地域内でもみてとれる。国別データを経済発展水準の違いで分けると、経済発展の重要性が最も明らかになる。たとえば、思春期

の出生率は、後発開発途上国では15歳から19歳の女性1000人当たり平均103と非常に高く、先進国の思春期の平均出生率、同じ年齢層の女性1000人当たり21と比べると5倍もの差がある。開発途上地域内ではこの格差は、多くの場合、主要地域内の下部地域レベルと個々の国のレベルにまで及ぶ。たとえば、アフリカの下部地域でも、思春期の出生率は北アフリカが32であるのに対して中央アフリカでは167である。サハラ以南の下部地域間でも大きな違いがある。南部アフリカの思春期の出生率は61であるのに対し、東部、中部、西部アフリカの出生率は110以上ある。避妊実行率、なかでも近代的避妊法の実行率については違いが大きく、世界の多くでは依然として低いままの状態が続いている。所得水準でみると、近代的避妊法の実行率は、後発開発途上国の22%から、途上国の55%、先進国の58%に至るまで幅がある。主要地域別では、近代的避妊法の実行率は、アフリカの23%から、ラテンアメリカ・カリブ海地域の64%までと開きがある。

思春期の出生率と避妊実行率の現在のデータは、相対的豊かさからみても、開発レベルからみても、地理的にみても、地域間に厳然とした格差があることを映し出している。世界全体では、これまでより多くの女性が避妊を実行し、母親になる少女も毎年減ってはいる。しかし、進歩の割合は2000年以降、全般的に低下している。その間、思春期の出生率の低下速度も鈍くなり、多くの国、とくに後発開発途上国では、この率はわずかながら上昇させているようである。避妊実行率については、後発開発途上国で何らかの避妊法を実行している人は28%、近代的避妊法を実行している人は22%と相対的に低いままである。これらの割合は、先進国の女性の68%が何らかの避妊法を、58%が近代的避妊法を実行しているのと比べ、また61%が何らかの避妊法を使用、55%が近代的避妊法を使用している途上国と比べてもはるかに少ない。

世界の主要地域別にみると、これらの率はさらに異なる。たとえばヨーロッパでは、15歳から19歳の女性1000人当たりの思春期の出生率が17と最も低いのに対し、アフリカでは103である。主要地域の平均値は、避妊実行率と思春期の出生率の世界的格差を示すものではあるが、同時にリプロダクティブ・ヘルスに対するアクセスの主要地域内での格差がかなりあることをみえなくしてしまう。たとえば、アフリカのなかでもさらに地域を区分していくと、データには膨大な違いが現れる。サハラ以南アフリカでも、南部アフリカは思春期の出生率が少女1000人当たり61とずば抜けて低く、避妊実行率は何らかの避妊法が59%、近代的避妊法が58%と最も高い。対照的に、サハラ以南アフリカの他の地域では、思春期の出生率が少女1000人当たり100以上、避妊実行率は26%かそれ以下である。思春期の出生率が最も高いのは中央アフリカで、少女1000

人当たり167、避妊実行率は、何らかの避妊法が19%、近代的避妊法となるとわずかに7%である。

本書にある指標群は、すべての人にリプロダクティブ・ヘルスを普及するという目標達成に直接的・間接的に関係する、一連の重要な要因を明らかにしている。同時に、指標全体を合わせると、資源、保健、教育に対するアクセスを含めた女性と男性の全体的ウェル・ビーイング(良好な状態)がどう進展しているかを図る、ひとまとまりの重要なデータになっている。個々の指標をもって原因と結果を断定するべきではないとして、一足飛びに結論づけることに慎重になるのは大切だが、ここにあるデータは、社会・人口学的特性と女性がリプロダクティブ・ヘルスを得られるか否かの間に強い関連性があるという重要な証拠に基づいて作成されている。その関連性は、進展の速度が全体的に鈍化していることとあいまって、根強い不平等を浮き彫りにしている。すべての人がリプロダクティブ・ヘルスを得られるようにするためには、その不平等を克服しなければならない。

カイロ会議の目標の検証

国/領域/その他の地域	死亡率の指標			教育の指標				リプロダクティブ・ヘルスの指標			
	乳児死亡率(出生千対)	平均寿命(年)男/女	妊産婦死亡率(出生10万対)	初等教育就学率(全体)(%)男/女	初等教育5年目までとどまる児童の割合(%)男/女	中等教育就学率(全体)(%)男/女	15歳以上の非識字率(%)男/女	15-19歳の少女1000人当たりの出生数	避妊実行率(%) 何らかの方法	近代的避妊法	15-49歳のHIV感染率(%)
アフガニスタン	152	44.7 / 44.6	1,800	127 / 84		41 / 15		121	19	16	
アルバニア	15	73.8 / 80.1	92	102 / 102		79 / 76	0.7 / 1.3	14	69	10	
アルジェリア	28	71.4 / 74.4	180	111 / 104	95 / 97	80 / 86	18.7 / 36.1	7	61	52	0.1
アンゴラ	111	46.1 / 50.1	1,400	141 / 114		19 / 16	17.2 / 43.0	124	6	5	2.1
アルゼンチン	13	72.0 / 79.6	77	116 / 115	95 / 98	80 / 90	2.4 / 2.3	57	65	64	0.5
アルメニア	24	70.8 / 77.2	76	104 / 106		86 / 90	0.3 / 0.6	36	53	19	0.1
オーストラリア*	4	79.6 / 84.1	4	106 / 105		153 / 146		15	71	71	0.2
オーストリア	4	77.7 / 82.9	4	100 / 99		102 / 98		13	51	47	0.2
アゼルバイジャン	41	68.5 / 73.0	82	117 / 115		107 / 104	0.2 / 0.8	34	51	13	0.2
バハマ	8	71.5 / 77.1	16	103 / 103	92 / 93	92 / 94		53			
バーレーン	9	74.6 / 77.9	32	106 / 104	100 / 98	95 / 99	8.3 / 10.6	17	62	31	
バングラデシュ	41	65.8 / 68.1	570	89 / 94	52 / 58	43 / 45	40.0 / 50.2	72	56	48	
バルバドス	10	74.9 / 80.2	16		94 / 95			43			
ベラルーシ	9	63.8 / 75.6	18	98 / 100		94 / 96	0.2 / 0.3	21	73	56	0.2
ベルギー	4	77.3 / 83.3	8	103 / 103	90 / 92	110 / 107		8	75	73	0.2
ベリーズ	16	74.9 / 78.8	52	122 / 119	94 / 93	72 / 78		79	34	31	
ベナン	81	61.1 / 63.5	840	125 / 108	70 / 69	46 / 26	46.5 / 71.9	112	17	6	1.2
ブータン	41	65.0 / 68.8	440	105 / 106	93 / 99	58 / 54	35.0 / 61.3	38	31	31	
ボリビア	42	64.2 / 68.5	290	108 / 108	83 / 83	83 / 81	4.0 / 14.0	78	61	34	0.2
ボスニア・ヘルツェゴビナ	12	72.9 / 78.0	3	109 / 110		89 / 91	0.6 / 4.1	16	36	11	<0.1
ボツワナ	32	55.7 / 55.0	380	111 / 109	89 / 89	78 / 82	16.9 / 16.5	52	44	42	23.9
ブラジル	22	69.3 / 76.6	110	132 / 123		96 / 106	10.2 / 9.8	76	77	70	0.6
ブルネイ	5	75.3 / 80.1	13	107 / 107	100 / 99	96 / 98	3.4 / 6.7	25			
ブルガリア	11	70.3 / 77.3	11	101 / 101		90 / 87	1.4 / 2.1	42	63	40	
ブルキナファソ	78	52.3 / 55.0	700	79 / 68	82 / 83	21 / 16	63.3 / 78.4	131	17	13	1.6
ブルンジ	95	49.8 / 52.9	1,100	139 / 132	59 / 65	21 / 15	27.7 / 40.1	19	9	8	2.0
カンボジア	57	60.2 / 63.9	540	120 / 112	60 / 65	44 / 36	14.9 / 29.1	39	40	27	0.8
カメルーン	84	51.1 / 52.3	1,000	119 / 102	63 / 63	41 / 33	16.0 / 32.2	128	29	12	5.1
カナダ	5	78.8 / 83.2	7	99 / 99		102 / 100		13	74	72	0.4
カーボヴェルデ	23	69.0 / 74.3	210	105 / 98	90 / 92	65 / 71	10.4 / 20.7	95	61		
中央アフリカ共和国	101	46.2 / 49.2	980	102 / 72	57 / 48	16 / 9	31.2 / 58.9	107	19	9	6.3
チャド	127	47.9 / 50.5	1,500	97 / 68	41 / 34	26 / 12	56.2 / 78.1	164	3	2	3.5
チリ	7	75.9 / 82.0	16	108 / 103	96 / 97	89 / 92	1.4 / 1.3	60	64		0.3
中国	22	71.8 / 75.3	45	111 / 116	100 / 99	74 / 78	3.3 / 9.5	10	87	86	0.1
コロンビア	18	69.9 / 77.2	130	120 / 120	85 / 93	86 / 95	6.7 / 6.6	74	78	68	0.6
コモロ	44	64.0 / 68.5	400	125 / 114	79 / 81	52 / 39	20.7 / 32.2	46	26	19	

カイロ会議の目標の検証

国/領域/その他の地域	死亡率の指標			教育の指標				リプロダクティブ・ヘルスの指標			
	乳児死亡率(出生千対)	平均寿命(年)男/女	妊産婦死亡率(出生10万対)	初等教育就学率(全体)(%)男/女	初等教育5年目までとどまる児童の割合(%)男/女	中等教育就学率(全体)(%)男/女	15歳以上の非識字率(%)男/女	15-19歳の少女1000人当たりの出生数	避妊実行率(%) 何らかの方法	近代的避妊法	15-49歳のHIV感染率(%)
コンゴ 民主共和国 ^a	114	46.4 / 49.6	1,100	99 / 82	80 / 79	45 / 25	22.5 / 43.9	201	21	6	
コンゴ共和国	79	53.0 / 54.9	740	118 / 110	76 / 80	46 / 40		113	44	13	3.5
コスタリカ	10	76.8 / 81.7	30	110 / 109	95 / 98	87 / 92	4.3 / 3.8	67	80	72	0.4
コートジボワール	83	57.2 / 59.8	810	83 / 66	83 / 73	34 / 19	35.8 / 55.7	130	13	8	3.9
クロアチア	6	73.3 / 80.0	7	99 / 98		92 / 95	0.5 / 2.0	14			<0.1
キューバ	5	77.0 / 81.2	45	103 / 101	96 / 96	92 / 91	0.2 / 0.2	45	73	72	0.1
キプロス	5	77.6 / 82.3	10	104 / 103	97 / 100	98 / 99	1.0 / 3.3	6			
チェコ	4	73.8 / 79.9	4	103 / 103	99 / 99	94 / 96		11	72	63	
デンマーク	4	76.4 / 81.0	3	99 / 99	100 / 100	117 / 121		6			0.2
ジブチ	80	54.8 / 57.5	650	49 / 43	92 / 87	35 / 24		23	18	17	
ドミニカ共和国	27	70.1 / 75.8	150	108 / 101	70 / 77	69 / 81	11.8 / 11.7	109	73	70	1.1
エクアドル	19	72.5 / 78.5	210	119 / 118	83 / 84	75 / 76	12.7 / 18.3	83	73	58	0.3
エジプト	32	68.8 / 72.4	130	102 / 97	96 / 97	82 / 77	25.4 / 42.2	39	60	58	
エルサルバドル	19	67.0 / 76.5	170	117 / 113	78 / 82	63 / 64	12.9 / 18.6	83	73	66	0.8
赤道ギニア	95	49.9 / 52.2	680	101 / 96	34 / 31	33 / 19	3.1 / 10.9	123	10	6	
エリトリア	51	58.0 / 62.6	450	57 / 47	77 / 69	36 / 25	23.0 / 45.5	67	8	5	1.3
エストニア	7	68.3 / 78.9	25	101 / 99	99 / 98	98 / 101	0.2 / 0.2	21	70	56	1.3
エチオピア	75	54.7 / 57.6	720	103 / 92	46 / 49	39 / 28	50.0 / 77.2	104	15	14	2.1
フィジー	19	67.0 / 71.6	210	95 / 94	100 / 97	78 / 84		32			
フィンランド	3	76.7 / 83.4	7	98 / 97	99 / 100	108 / 113		11			0.1
フランス	4	78.2 / 85.0	8	111 / 109		113 / 113		7	71		0.4
仏領ポリネシア	8	72.5 / 77.4						52			
ガボン	47	60.2 / 62.5	520	135 / 134	68 / 71	52 / 45	9.1 / 16.8	90	33	12	5.9
ガンビア	74	54.9 / 58.3	690	84 / 89	71 / 72	52 / 49	43.3 / 65.7	88	18	13	0.9
グルジア	33	68.5 / 75.4	66	109 / 106	94 / 97	92 / 88	0.2 / 0.3	45	47	27	0.1
ドイツ	4	77.5 / 82.8	4	105 / 105		103 / 100		8	70	66	0.1
ガーナ	71	56.2 / 58.0	560	106 / 105	62 / 65	58 / 52	27.7 / 40.7	64	24	17	1.9
ギリシャ	4	77.4 / 82.0	3	101 / 101	99 / 98	104 / 99	1.8 / 4.1	9	76	46	0.2
グアドループ島	7	76.4 / 82.5					5.2 / 4.5	19			
グアム	9	73.7 / 78.4						52	67	58	
グアテマラ	26	67.3 / 74.4	290	117 / 110	71 / 70	58 / 55	20.5 / 31.3	107	43	34	0.8
ギニア	93	56.9 / 60.9	910	97 / 83	74 / 65	45 / 26		152	9	4	1.6
ギニアビサウ	109	47.1 / 50.1	1,100	96 / 65		26 / 14	33.9 / 63.5	129	10	6	1.8
ガイアナ	39	65.2 / 71.0	470	109 / 108	64 / 65	102 / 102		63	34	33	
ハイチ	62	59.9 / 63.4	670					46	32	24	2.2
ホンジュラス	26	70.3 / 75.1	280	116 / 116	75 / 80	57 / 72	16.3 / 16.5	93	65	56	0.7
香港 ^b	4	79.7 / 85.4		102 / 100	100 / 100	82 / 84		6	80	75	
ハンガリー	7	69.8 / 77.8	6	100 / 98		98 / 97	0.9 / 1.1	20	81	71	0.1
アイスランド	3	80.5 / 83.6	4	98 / 98	99 / 100	108 / 112		15			
インド	52	62.9 / 66.0	450	115 / 111	66 / 65	61 / 52	24.8 / 49.2	68	56	49	0.3

カイロ会議の目標の検証

国/領域/その他の地域	死亡率の指標			教育の指標				リプロダクティブ・ヘルスの指標			
	乳児死亡率(出生千対)	平均寿命(年)男/女	妊産婦死亡率(出生10万対)	初等教育就学率(全体)(%)男/女	初等教育5年目までとどまる児童の割合(%)男/女	中等教育就学率(全体)(%)男/女	15歳以上の非識字率(%)男/女	15-19歳の少女1000人当たりの出生数	避妊実行率(%) 何らかの方法	近代的避妊法	15-49歳のHIV感染率(%)
インドネシア	24	69.5 / 73.5	420	121 / 118	83 / 89	75 / 74	4.8 / 11.2	40	61	57	0.2
イラン	27	70.5 / 73.4	140	107 / 151	88 / 87	80 / 79	12.7 / 22.8	18	73	59	0.2
イラク	31	65.2 / 72.0	300	106 / 89	87 / 73	56 / 37	14.0 / 30.8	86	50	33	
アイルランド	4	77.9 / 82.7	1	105 / 105	97 / 100	111 / 119		16	89	89	0.2
イスラエル	5	79.0 / 83.1	4	110 / 111	100 / 99	89 / 91		14			0.1
イタリア	4	78.4 / 84.4	3	104 / 103	99 / 100	100 / 99	0.9 / 1.5	5	63	41	0.4
ジャマイカ	22	69.1 / 75.6	170	95 / 92	88 / 93	89 / 93	19.4 / 9.2	77	69	66	1.6
日本	3	79.6 / 86.6	6	102 / 102		101 / 101		5	54	44	
ヨルダン	18	71.3 / 75.1	62	97 / 97	97 / 96	87 / 90	4.5 / 11.1	25	57	41	
カザフスタン	24	59.4 / 71.6	140	108 / 109		93 / 91	0.2 / 0.5	31	51	49	0.1
ケニア	60	55.0 / 56.0	560	113 / 110	81 / 85	61 / 56	9.7 / 17.2	104	46	39	
北朝鮮	47	65.5 / 69.7	370				0.0 / 0.0	0	69	58	
韓国	4	76.4 / 82.9	14	106 / 104	98 / 99	99 / 95		6	80	76	<0.1
クウェート	9	76.4 / 80.2	4	96 / 95	100 / 99	88 / 91	4.8 / 6.9	13	52	39	
キルギス	36	64.8 / 72.1	150	95 / 94		85 / 86	0.5 / 0.9	32	48	46	0.1
ラオス	45	64.4 / 67.4	660	117 / 106	66 / 68	48 / 39	17.5 / 36.8	37	32	29	0.2
ラトビア	9	68.1 / 77.6	10	100 / 96	98 / 95	97 / 99	0.2 / 0.2	15	68	56	0.8
レバノン	21	70.3 / 74.6	150	102 / 100	96 / 97	77 / 86	6.6 / 14.0	16	58	34	0.1
レソト	65	45.6 / 45.9	960	108 / 107	55 / 69	34 / 45	17.4 / 4.9	74	37	35	23.2
リベリア	91	57.7 / 60.5	1,200	96 / 86		36 / 27	36.7 / 47.0	142	11	10	1.7
リビア	17	72.2 / 77.4	97	113 / 108		86 / 101	5.1 / 18.7	3	45	26	
リトアニア	8	66.3 / 78.0	11	97 / 95		99 / 99	0.3 / 0.3	22	51	33	0.1
ルクセンブルク	4	77.3 / 82.5	12	100 / 101	97 / 100	95 / 98		12			
マダガスカル	61	59.6 / 62.9	510	154 / 149	42 / 43	31 / 29	23.5 / 34.7	133	40	28	0.1
マラウイ	78	53.7 / 55.4	1,100	119 / 122	44 / 43	32 / 27	19.8 / 34.2	135	41	38	11.9
マレーシア	8	72.5 / 77.2	62	97 / 96	94 / 94	66 / 71	5.7 / 10.2	13	55	30	0.5
モルディブ	20	70.8 / 74.1	120	115 / 109	95 / 93	81 / 86	1.6 / 1.6	13	39	34	
マリ	103	48.5 / 49.9	970	100 / 83	88 / 85	42 / 27	65.1 / 81.8	163	8	6	1.5
マルタ	6	78.2 / 81.7	8	99 / 99	99 / 100	97 / 99	8.8 / 6.5	12	86	43	
マルチニーク	6	76.9 / 82.6					2.9 / 4.4	30			
モーリタニア	71	55.3 / 59.3	820	95 / 102	81 / 83	26 / 23	35.9 / 50.5	90	9	8	0.8
モーリシャス*	14	68.5 / 75.9	15	100 / 99	97 / 100	87 / 88	9.6 / 15.2	39	76	39	1.7
メラネシア*	44	61.2 / 65.7						51			
メキシコ	15	74.3 / 79.2	60	115 / 113	93 / 95	87 / 93	5.4 / 8.5	65	71	67	0.3
ミクロネシア連邦*	23	70.5 / 74.8						37			
モルドバ	18	65.1 / 72.7	22	95 / 93		86 / 89	1.0 / 2.2	34	68	43	0.4
モンゴル	40	64.1 / 70.5	46	102 / 101	94 / 95	92 / 99	3.3 / 2.2	17	66	61	0.1
モンテネグロ	8	72.2 / 76.9						15	39	17	
モロッコ	28	69.6 / 74.1	240	112 / 102	83 / 82	60 / 51	30.6 / 55.9	19	63	52	0.1
モザンビーク	83	47.8 / 48.9	520	121 / 107	63 / 58	24 / 18	30.5 / 59.9	149	17	12	12.5

カイロ会議の目標の検証

国/領域/その他の地域	死亡率の指標			教育の指標				リプロダクティブ・ヘルスの指標			
	乳児死亡率(出生千対)	平均寿命(年)男/女	妊産婦死亡率(出生10万対)	初等教育就学率(全体)(%)男/女	初等教育5年目までとどまる児童の割合(%)男/女	中等教育就学率(全体)(%)男/女	15歳以上の非識字率(%)男/女	15-19歳の少女1000人当たりの出生数	避妊実行率(%) 何らかの方法	近代的避妊法	15-49歳のHIV感染率(%)
ミャンマー	70	60.5 / 65.0	380	117 / 117	69 / 69	49 / 49	5.3 / 10.8	18	37	33	0.7
ナミビア	30	61.2 / 62.7	210	113 / 112	84 / 90	61 / 71	11.3 / 12.3	74	55	54	15.3
ネパール	38	66.6 / 68.2	830	123 / 106	60 / 64	46 / 41	28.9 / 54.6	101	48	44	0.5
オランダ	4	78.2 / 82.4	6	108 / 106	99 / 100	122 / 120		4	69	67	0.2
オランダ領アンティル島	12	73.1 / 79.7		125 / 123		87 / 95	3.7 / 3.7	32			
ニューカレドニア	6	73.3 / 80.1					3.2 / 4.2	26			
ニュージーランド	4	78.7 / 82.5	9	101 / 101		115 / 122		23	75	72	0.1
ニカラグア	20	70.8 / 77.0	170	118 / 116	48 / 55	64 / 72	21.9 / 22.1	113	72	69	0.2
ニジェール	84	51.6 / 53.4	1,800	65 / 51	72 / 66	14 / 8	57.1 / 84.9	157	11	5	0.8
ナイジェリア	107	47.9 / 48.9	1,100	99 / 87	82 / 84	34 / 27	28.5 / 51.2	127	15	8	3.1
ノルウェー	3	78.8 / 83.1	7	99 / 99	99 / 100	113 / 110		9	88	82	0.1
パレスチナ自治区	16	72.3 / 75.5		80 / 79		87 / 93	2.9 / 9.1	79	50	39	
オマーン	11	74.8 / 78.0	64	74 / 75	99 / 100	90 / 87	10.0 / 19.1	10	32	25	
パキスタン	61	66.9 / 67.5	320	93 / 77	68 / 72	37 / 28	33.2 / 60.0	46	27	19	0.1
パナマ	17	73.4 / 78.7	130	113 / 109	87 / 88	68 / 74	5.9 / 7.2	83			1.0
パプアニューギニア	48	59.5 / 64.0	470	59 / 50			36.4 / 44.4	55	26	20	1.5
パラグアイ	30	70.2 / 74.4	150	107 / 104	83 / 84	65 / 67	4.3 / 6.5	72	79	70	0.6
ペルー	19	71.1 / 76.4	240	113 / 112	87 / 88	89 / 89	5.1 / 15.4	55	71	47	0.5
フィリピン	21	70.1 / 74.6	230	111 / 109	73 / 81	79 / 86	6.7 / 6.1	45	51	34	
ポーランド	6	71.8 / 80.1	8	97 / 97		100 / 99	0.3 / 0.7	14	73	28	0.1
ポリネシア ^a	16	70.8 / 76.2						38			
ポルトガル	4	75.8 / 82.3	11	118 / 112		98 / 105	3.5 / 7.1	17	67	63	0.5
ブルートリコ	7	75.1 / 83.0	18				10.3 / 9.6	54	84	72	
カタール	8	75.3 / 77.3	12	109 / 108	93 / 100	79 / 115	6.2 / 9.6	16	43	32	
レユニオン	6	72.7 / 80.8					8.8 / 7.5	34	67	64	
ルーマニア	14	69.7 / 76.7	24	100 / 99		92 / 91	1.7 / 3.1	31	70	38	0.1
ロシア	11	61.1 / 73.6	28	97 / 97		86 / 84	0.3 / 0.6	25	80	70	1.1
ルワンダ	96	49.2 / 52.9	1,300	150 / 152	43 / 49	23 / 21	25.2 / 33.9	37	36	26	2.8
サモア	21	69.2 / 75.5		100 / 99	96 / 91	74 / 83	1.0 / 1.5	28	25	23	
サウジアラビア	17	71.4 / 75.8	18	100 / 96	100 / 94	102 / 87	10.5 / 19.8	26	24		
セネガル	57	54.7 / 57.8	980	81 / 83	70 / 72	34 / 27	47.7 / 67.0	104	12	10	1.0
セルビア	11	72.1 / 76.7		98 / 98		87 / 90		22	41	19	0.1
シエラレオネ	102	46.9 / 49.6	2,100	168 / 148		42 / 28	48.3 / 71.1	126	8	6	1.7
シンガポール	3	78.3 / 83.2	14				2.6 / 8.4	5	62	53	0.2
スロバキア	7	71.3 / 78.9	6	103 / 102		92 / 93		21	80	66	<0.1
スロベニア	4	75.1 / 82.3	6	98 / 97		97 / 97	0.3 / 0.3	5	79	63	<0.1
ソロモン諸島	40	66.1 / 68.1	220	109 / 106		38 / 32		42	35	27	
ソマリア	106	49.0 / 51.8	1,400	42 / 23		11 / 5		70	15	1	0.5
南アフリカ共和国	43	50.6 / 53.2	400	106 / 103	82 / 83	93 / 97	10.1 / 11.9	59	60	60	18.1
スペイン	4	78.1 / 84.4	4	107 / 106	100 / 100	117 / 123	1.6 / 3.1	12	66	62	0.5

カイロ会議の目標の検証

国/領域/その他の地域	死亡率の指標			教育の指標				リプロダクティブ・ヘルスの指標			
	乳児死亡率(出生千対)	平均寿命(年)男/女	妊産婦死亡率(出生10万対)	初等教育就学率(全体)(%)男/女	初等教育5年目までとどまる児童の割合(%)男/女	中等教育就学率(全体)(%)男/女	15歳以上の非識字率(%)男/女	15-19歳の少女1000人当たりの出生数	避妊実行率(%) 何らかの方法	近代的避妊法	15-49歳のHIV感染率(%)
スリランカ	15	70.8 / 78.2	58	101 / 102	98 / 98	86 / 88	7.8 / 10.9	30	68	53	
スーダン	66	57.3 / 60.4	450	73 / 64	89 / 100	35 / 32	21.0 / 40.4	57	8	6	1.4
スリナム	21	65.9 / 73.1	72	116 / 111	78 / 81	66 / 85	7.0 / 11.6	40	46	45	
スワジランド	59	47.8 / 46.0	390	112 / 104	76 / 88	56 / 50	12.6 / 14.4	84	51	47	26.1
スウェーデン	3	79.1 / 83.3	3	95 / 95	100 / 100	104 / 103		8	75	65	0.1
スイス	4	79.8 / 84.4	5	103 / 103		98 / 94		6	82	78	0.6
シリア	15	72.7 / 76.6	130	127 / 122	93 / 92	75 / 73	10.0 / 22.8	61	58	43	
タジキスタン	58	64.7 / 69.9	170	104 / 100		90 / 78	0.2 / 0.5	28	38	33	0.3
タンザニア	60	56.1 / 57.7	950	111 / 109	85 / 89		21.0 / 33.7	130	26	20	6.2
タイ	6	66.4 / 72.3	110	94 / 92		71 / 77	4.4 / 8.5	37	81	80	1.4
マケドニア(旧ユーゴスラビア)	14	72.2 / 76.9	10	93 / 93		85 / 82	1.4 / 4.6	22	14	10	<0.1
東ティモール	61	61.1 / 63.0	380	110 / 103		55 / 55		54	10	7	
トーゴ	68	61.6 / 64.9	510	113 / 97	58 / 50	54 / 28	23.4 / 46.3	65	17	11	3.3
トリニダード・トバゴ	25	66.4 / 73.4	45	105 / 102	98 / 99	86 / 92	0.9 / 1.8	35	43	38	1.5
チュニジア	18	72.3 / 76.5	100	108 / 106	96 / 96	88 / 96	13.6 / 30.4	7	60	52	0.1
トルコ	26	69.8 / 74.7	44	101 / 98	94 / 94	87 / 77	3.8 / 18.7	39	71	43	
トルクメニスタン	49	61.4 / 69.4	130				0.3 / 0.7	20	62	45	<0.1
ウガンダ	70	53.4 / 54.8	550	120 / 121	59 / 59	27 / 23	17.6 / 33.2	150	24	18	5.4
ウクライナ	12	63.2 / 74.0	18	98 / 99		95 / 94	0.2 / 0.4	28	67	48	1.6
アラブ首長国連邦	9	77.0 / 79.1	37	108 / 108	100 / 100	93 / 95	10.5 / 8.5	16	28	24	
英国	5	77.5 / 82.0	8	106 / 106		98 / 100		24	84	84	0.2
米国	6	77.3 / 81.7	11	98 / 99	96 / 98	94 / 94		36	73	68	0.6
ウルグアイ	12	73.3 / 80.3	20	116 / 113	93 / 96	93 / 91	2.2 / 1.5	61	77	75	0.6
ウズベキスタン	46	65.1 / 71.4	24	94 / 92		102 / 101	0.5 / 1.1	13	65	59	0.1
バヌアツ	26	68.9 / 72.9		111 / 106	81 / 83	43 / 37	17.0 / 20.5	47	39	32	
ベネズエラ	16	71.3 / 77.3	57	104 / 102	82 / 87	77 / 85	4.6 / 5.1	90	70	62	
ベトナム	18	72.9 / 76.8	150	107 / 101	87 / 86	70 / 64	4.9 / 9.8	17	80	69	0.5
イエメン	54	62.2 / 65.6	430	94 / 76	67 / 65	61 / 30	21.1 / 57.2	68	28	19	
ザンビア	87	46.7 / 47.8	830	120 / 118	92 / 88	50 / 41	19.4 / 39.0	142	41	27	15.2
ジンバブエ	51	46.8 / 46.7	880	104 / 103	68 / 71	43 / 39	5.6 / 11.2	65	60	58	15.3

世界/地域データ	死亡率の指標			教育の指標				リプロダクティブ・ヘルスの指標		
	乳児死亡率 (出生千対)	平均寿命(年) 男/女	妊産婦死亡率 (出生10万対)	初等教育 就学率 (全体)(%) 男/女	初等教育 5年目まで とどまる 児童の割合 (%)男/女	中等教育 就学率 (全体)(%) 男/女	15歳以上の 非識字率 (%) 男/女	15-19 歳の少女 1000人 当たりの 出生数	避妊実行率(%) 何らか の方法	近代的 避妊法
世界全体	45	66.1 / 70.5	400	108 / 105		68 / 66	11.8 / 21.1	52	62	55
先進工業地域*	6	74.2 / 80.9	9					21	68	58
開発途上地域†	50	64.6 / 68.1						57	61	55
後発開発途上国‡	79	55.6 / 58.2		105 / 97		38 / 30	32.8 / 50.1	103	28	22
アフリカ §	79	53.8 / 56.2	820					103	28	23
東アフリカ	72	53.6 / 55.5						111	26	21
中央アフリカ¶	109	47.5 / 50.3						167	19	7
北アフリカ¶	39	66.8 / 70.5	160					32	49	44
南アフリカ	43	50.8 / 53.1	900					61	59	58
西アフリカ¶	94	51.0 / 52.6						123	15	9
アラブ諸国 ¶¶	38	67.4 / 71.1	240					42	46	40
アジア	39	67.8 / 71.5	330					40	67	61
東アジア¶¶¶	21	72.6 / 76.8	50					9	86	85
南・中央アジア	54	63.4 / 66.4						63	53	45
南東アジア	26	68.6 / 73.1	300					33	60	53
西アジア	28	69.5 / 74.2	160					48	54	35
ヨーロッパ	7	71.7 / 79.6						17	68	55
東ヨーロッパ	10	64.5 / 75.2						24	64	44
北ヨーロッパ¶¶¶	5	76.9 / 81.9						19	81	75
南ヨーロッパ¶¶¶	5	77.1 / 83.0						11	62	46
西ヨーロッパ¶¶¶	4	77.9 / 83.5						7	74	69
ラテンアメリカ・カリブ海地域	20	70.8 / 77.2	130					72	71	64
カリブ海¶¶¶	34	69.5 / 74.7						65	62	55
中央アメリカ	18	73.1 / 78.4						74	68	63
南アメリカ¶¶¶	20	70.1 / 77.1						73	73	65
北アメリカ ¶¶¶	6	77.5 / 81.9						34	73	69
オセアニア	22	74.6 / 79.3	430					28		59
オーストラリア・ニュージーランド	4	79.4 / 83.8						16		

人口・社会・経済指標

国/領域/その他の地域	人口 (百万人) (2010)	推計人口 (百万人) (2050)	年平均 増加率 (%) (2005- 2010)	都市人口 の割合 (%) (2010)	都市 成長率 (%) (2005- 2010)	合計 特殊 出生率 (2010)	専門技能 者の立会 いの下で の出産 (%)	1人当たり PPPによ るGNI (米ドル) (2008)	初等教育に 対する支出 (%) 1人当たり GDPに 占める割合	外部からの 人口援助 (1000ドル)	5歳未満児 死亡率 (出生千対、 2005 -2010) 男/女	1人当たり エネルギー 消費量	改善 された 水源の 利用 (%)
アフガニスタン	29.1	73.9	3.4	23	4.6	6.42	14			70,427	233 / 238		22
アルバニア	3.2	3.3	0.4	52	2.5	1.85	100	7,950	7.8	8,067	18 / 17	694	97
アルジェリア	35.4	49.6	1.5	66	2.5	2.32	95	7,940	11.3	5,120	35 / 31	1,089	85
アンゴラ	19.0	42.3	2.7	59	4.3	5.53	47	5,020		36,836	220 / 189	606	51
アルゼンチン	40.7	50.9	1.0	92	1.2	2.21	99	14,020	13.2	9,328	17 / 14	1,850	96
アルメニア	3.1	3.0	0.2	64	0.2	1.76	98	6,310		7,439	29 / 25	926	98
オーストラリア ^a	21.5	28.7	1.1	89	1.3	1.85	99	34,040	18.2	(125,942)	6 / 5	5,888	100
オーストリア	8.4	8.5	0.4	68	0.7	1.39	100	37,680	23.4	(8,381)	6 / 5	3,997	100
アゼルバイジャン	8.9	10.6	1.1	52	1.3	2.15	89	7,770	5.2	4,673	54 / 52	1,388	78
バハマ	0.3	0.5	1.2	84	1.5	1.98	99			15	14 / 12		97
バーレーン	0.8	1.3	2.1	89	2.1	2.20	99		15.4	52	13 / 13	11,551	
バングラデシュ	164.4	222.5	1.4	28	3.2	2.25	18	1,440	10.5	87,635	58 / 56	163	80
バルバドス	0.3	0.2	0.3	44	1.7	1.55	100		27.7	530	12 / 10		100
ベラルーシ	9.6	7.3	-0.5	75	0.2	1.28	100	12,150		6,473	14 / 9	2,891	100
ベルギー	10.7	11.5	0.5	97	0.6	1.79	99	34,760	20.5	(39,644)	6 / 5	5,366	
ベリーズ	0.3	0.5	2.1	52	2.9	2.78	96	6,040	14.3	460	23 / 19		91
ベナン	9.2	22.0	3.2	42	4.1	5.30	78	1,460	12.4	15,969	123 / 118	343	65
ブータン	0.7	1.0	1.7	35	4.0	2.50	51	4,880		2,005	69 / 59		81
ボリビア	10.0	14.9	1.8	67	2.5	3.29	66	4,140	13.7	31,896	65 / 56	571	86
ボスニア・ヘルツェゴビナ	3.8	3.0	-0.1	49	1.1	1.22	100	8,620		4,507	17 / 12	1,483	99
ボツワナ	2.0	2.8	1.5	61	2.7	2.78	94	13,100	12.6	234,969	60 / 47	1,068	96
ブラジル	195.4	218.5	1.0	87	1.5	1.78	97	10,070	15.4	29,071	33 / 25	1,239	91
ブルネイ	0.4	0.7	1.9	76	2.5	2.02	100				7 / 6	7,190	
ブルガリア	7.5	5.4	-0.6	71	-0.3	1.46	99	11,950	23.6	1,984	17 / 13	2,641	99
ブルキナファソ	16.3	40.8	3.4	26	6.9	5.77	54	1,160	29.1	30,454	160 / 154		72
ブルンジ	8.5	14.8	2.9	11	5.8	4.32	34	380	18.8	20,378	177 / 155		71
カンボジア	15.1	23.8	1.6	20	3.0	2.81	44	1,820	5.4	63,618	92 / 85	358	65
カメルーン	20.0	36.7	2.3	58	3.7	4.45	63	2,180	7.6	21,757	151 / 136	391	70
カナダ	33.9	44.4	1.0	81	1.1	1.59	100	36,220		(187,514)	6 / 6	8,169	100
カーボヴェルデ	0.5	0.7	1.4	61	2.7	2.61	78	3,450	13.6	1,789	38 / 23		80
中央アフリカ共和国	4.5	7.6	1.9	39	2.3	4.59	54	730	5.5	17,016	196 / 163		66
チャド	11.5	27.8	2.8	28	4.6	6.00	14	1,160	7.1	6,236	220 / 201		48
チリ	17.1	20.7	1.0	89	1.3	1.92	100	13,270	11.9	2,063	10 / 8	1,851	95
中国	1,354.1	1,417.0	0.6	47	2.6	1.77	98	6,020		81,188	25 / 35	1,484	88
コロンビア	46.3	62.9	1.5	75	1.9	2.38	96	8,510	12.4	6,631	30 / 22	655	93
コモロ	0.7	1.2	2.3	28	2.5	3.81	62	1,170	9.3	321	71 / 54		85

人口・社会・経済指標

国/領域/その他の地域	人口 (百万人) (2010)	推計人口 (百万人) (2050)	年平均 増加率 (%) (2005- 2010)	都市人口 の割合 (%) (2010)	都市 成長率 (%) (2005- 2010)	合計 特殊 出生率 (2010)	専門技能 者の立会 いの下で の出産 (%)	1人当たり PPPによ るGNI (米ドル) (2008)	初等教育に 対する支出 (%) 1人当たり GDPに 占める割合	外部からの 人口援助 (1000ドル)	5歳未満児 死亡率 (出生千対、 2005 -2010) 男/女	1人当たり エネルギー 消費量	改善 された 水源の 利用 (%)
コンゴ民主共和国 ^a	67.8	147.5	2.8	35	4.6	5.79	74	290		88,513	209 / 187	289	46
コンゴ共和国	3.8	6.9	1.9	62	2.5	4.17	86	3,090	2.9	6,253	135 / 122	357	71
コスタリカ	4.6	6.4	1.4	64	2.2	1.93	94	10,950	17.0	2,965	13 / 10	1,070	98
コートジボワール	21.6	43.4	2.3	51	3.8	4.42	57	1,580		102,645	129 / 117	496	81
クロアチア	4.4	3.8	-0.2	58	0.3	1.46	100	18,420	17.2	535	8 / 7	2,101	99
キューバ	11.2	9.7	0.0	75	-0.1	1.51	100		51.1	5,515	9 / 6	884	91
キプロス	0.9	1.2	1.0	70	1.3	1.52	100		27.7	0	7 / 6	2,854	100
チェコ	10.4	10.3	0.4	74	0.4	1.48	100	22,790	13.6	20	5 / 4	4,428	100
デンマーク	5.5	5.6	0.2	87	0.5	1.85		37,280	24.5	(161,001)	6 / 6	3,598	100
ジブチ	0.9	1.5	1.8	76	1.8	3.70	93	2,330	24.4	4,390	134 / 116		92
ドミニカ共和国	10.2	13.4	1.4	69	2.4	2.57	98	7,890	7.4	25,647	37 / 29	804	95
エクアドル	13.8	18.0	1.1	67	2.1	2.47	99	7,760		14,067	29 / 22	885	95
エジプト	84.5	129.5	1.8	43	2.0	2.77	79	5,460		51,869	42 / 39	840	98
エルサルバドル	6.2	7.9	0.4	64	1.3	2.27	84	6,670	8.5	10,577	29 / 23	800	84
赤道ギニア	0.7	1.4	2.6	40	3.0	5.23	63	21,700		4,885	177 / 160		43
エリトリア	5.2	10.8	3.1	22	5.2	4.43	28	630	8.2	14,920	78 / 71	151	60
エストニア	1.3	1.2	-0.1	69	-0.1	1.73	100	19,280	19.6	(8)	11 / 8	4,198	100
エチオピア	85.0	173.8	2.6	17	3.5	5.10	6	870	12.4	361,647	138 / 124	290	42
フィジー	0.9	0.9	0.6	52	1.4	2.66	99	4,270	17.4	1,002	25 / 24		47
フィンランド	5.3	5.4	0.4	85	0.7	1.84	100	35,660	17.9	(61,120)	5 / 4	6,895	100
フランス	62.6	67.7	0.5	85	1.4	1.87	99	34,400	17.1	(121,609)	5 / 4	4,258	100
仏領ポリネシア	0.3	0.4	1.3	51	1.2	2.17	100			0	10 / 10		
ガボン	1.5	2.5	1.8	86	2.4	3.17	86	12,270		2,275	85 / 75	1,300	87
ガンビア	1.8	3.8	2.7	58	4.3	4.88	57	1,280	6.3	2,918	123 / 109		86
グルジア	4.2	3.3	-1.1	53	-1.0	1.59	98	4,850	14.7	12,228	39 / 33	767	99
ドイツ	82.1	70.5	-0.1	74	0.0	1.33	100	35,940	16.1	(194,579)	5 / 5	4,027	100
ガーナ	24.3	45.2	2.1	51	3.6	4.16	50	1,430	17.9	39,987	119 / 115	415	80
ギリシャ	11.2	10.9	0.2	61	0.6	1.39		28,470	16.2	(6,358)	5 / 4	2,875	100
グアドループ島	0.5	0.5	0.5	98	0.5	2.08	99				10 / 8		
グアム	0.2	0.2	1.3	93	1.3	2.46	87				11 / 10		
グアテマラ	14.4	27.5	2.5	49	3.4	3.93	41	4,690	10.3	39,596	45 / 34	620	96
ギニア	10.3	24.0	2.3	35	3.6	5.24	38	1,190	5.0	10,160	157 / 138		70
ギニアビサウ	1.6	3.6	2.2	30	2.5	5.61	39	530		2,954	207 / 186		57
ガイアナ	0.8	0.6	-0.1	29	0.1	2.28	83	2,510	14.4	27,692	66 / 47		93
ハイチ	10.2	15.5	1.6	52	4.9	3.35	26	1,180		125,729	90 / 80	286	58
ホンジュラス	7.6	12.4	2.0	52	3.2	3.12	67	3,870	1.1	34,277	44 / 35	661	84
香港 ^b	7.1	8.6	0.5	100	0.5	1.01	100	43,960	12.7		5 / 4	1,985	
ハンガリー	10.0	8.9	-0.2	68	0.3	1.39	100	17,790	25.6	0	9 / 8	2,658	100
アイスランド	0.3	0.4	2.1	93	2.3	2.09		25,220	26.1		4 / 4	15,708	100
インド	1,214.5	1,613.8	1.4	30	2.3	2.63	47	2,960	8.9	165,179	77 / 86	529	89

人口・社会・経済指標

国/領域/その他の地域	人口 (百万人) (2010)	推計人口 (百万人) (2050)	年平均 増加率 (%) (2005- 2010)	都市人口 の割合 (%) (2010)	都市 成長率 (%) (2005- 2010)	合計 特殊 出生率 (2010)	専門技能 者の立会 いの下で の出産 (%)	1人当たり PPPによ るGNI (米ドル) (2008)	初等教育に 対する支出 (%) 1人当たり GDPに 占める割合	外部からの 人口援助 (1000ドル)	5歳未満児 死亡率 (出生千対、 2005- 2010) 男/女	1人当たり エネルギー 消費量	改善 された 水源の 利用 (%)
インドネシア	232.5	288.1	1.2	44	1.7	2.10	73	3,830		68,013	37 / 27	849	80
イラン	75.1	97.0	1.2	71	2.1	1.76	97		13.5	4,727	33 / 35	2,604	94
イラク	31.5	64.0	2.2	66	1.9	3.87	89			13,593	43 / 38	1,105	77
アイルランド	4.6	6.3	1.8	62	2.3	1.95	100	37,350	15.0	(113,290)	6 / 6	3,457	
イスラエル	7.3	10.6	1.7	92	1.7	2.72		27,450	20.2	37	6 / 5	3,059	100
イタリア	60.1	57.1	0.5	68	0.7	1.40	99	30,250	25.1	(29,393)	5 / 4	3,001	
ジャマイカ	2.7	2.7	0.5	52	0.5	2.34	97	7,360	17.3	11,253	28 / 28	1,852	93
日本	127.0	101.7	-0.1	67	0.2	1.26	100	35,220	21.9	(125,139)	5 / 4	4,019	100
ヨルダン	6.5	10.2	3.0	79	3.1	2.96	99	5,530	13.0	20,436	24 / 19	1,259	98
カザフスタン	15.8	17.8	0.7	59	1.2	2.29	100	9,690		13,595	34 / 26	4,292	96
ケニア	40.9	85.4	2.6	22	4.0	4.78	42	1,580	22.3	345,313	112 / 95	485	57
北朝鮮	24.0	24.6	0.4	60	0.5	1.85	97			310	63 / 63	774	100
韓国	48.5	44.1	0.4	83	0.8	1.24	100	28,120	17.2	0	6 / 6	4,586	92
クウェート	3.1	5.2	2.4	98	2.5	2.14	100		11.1	0	11 / 9	9,463	
キルギス	5.6	6.9	1.2	35	0.9	2.50	98	2,140		13,924	49 / 42	556	89
ラオス	6.4	10.7	1.8	33	5.6	3.35	20	2,040	9.9	8,294	68 / 61		60
ラトビア	2.2	1.9	-0.5	68	-0.5	1.45	100	16,740	37.3	0	12 / 10	2,052	99
レバノン	4.3	5.0	0.8	87	1.0	1.84	98	10,880		5,065	31 / 21	959	100
レソト	2.1	2.5	0.9	27	3.8	3.20	55	2,000	22.3	40,044	112 / 96		78
リベリア	4.1	8.8	4.1	48	4.9	4.92	46	300	5.7	18,010	144 / 136		64
リビア	6.5	9.8	2.0	78	2.2	2.59	100	15,630		11,206	20 / 19	2,889	71
リトアニア	3.3	2.6	-1.0	67	-0.9	1.39	100	18,210	16.4	0	14 / 9	2,740	
ルクセンブルク	0.5	0.7	1.2	85	1.5	1.67	100	64,320	20.3	(35,748)	6 / 6	8,790	100
マダガスカル	20.1	42.7	2.7	30	3.8	4.52	51	1,040	7.4	15,964	105 / 95		47
マラウイ	15.7	36.6	2.8	20	5.4	5.36	54	830	10.0	109,059	125 / 117		76
マレーシア	27.9	39.7	1.7	72	3.0	2.46	100	13,740	10.8	152	12 / 10	2,733	99
モルティブ	0.3	0.5	1.4	40	4.9	1.98	84	5,280	26.8	488	31 / 26		83
マリ	13.3	28.3	2.4	36	4.7	5.35	49	1,090	10.4	49,473	193 / 188		60
マルタ	0.4	0.4	0.4	95	0.6	1.25	100		13.2		7 / 7	2,120	100
マルチニーク	0.4	0.4	0.4	89	0.3	1.88	100				8 / 8		
モーリタニア	3.4	6.1	2.4	41	2.9	4.30	61		12.8	9,061	128 / 112		60
モーリシャス*	1.3	1.4	0.7	42	0.5	1.80	99	12,480	10.3	379	20 / 15		100
メラネシア*	8.8	15.6	2.2	18	2.1	3.74	46				64 / 62		
メキシコ	110.6	129.0	1.0	78	1.4	2.12	94	14,270	13.4	8,610	22 / 18	1,750	95
ミクロネシア連邦*	0.6	0.8	1.3	68	1.6	2.43	87				33 / 26		
モルドバ	3.6	2.7	-1.0	47	0.7	1.51	100	3,210	34.3	6,246	26 / 21	910	90
モンゴル	2.7	3.4	1.2	62	2.0	1.97	99	3,480	14.7	5,848	49 / 40	1,182	72
モンテネグロ	0.6	0.6	0.0	61	-0.1	1.64	99	13,920		1,491	11 / 9		98
モロッコ	32.4	42.6	1.2	58	2.3	2.31	63	4,330	16.3	20,335	43 / 29	460	83
モザンビーク	23.4	44.1	2.3	38	4.5	4.87	48	770	2.8	236,034	162 / 144	418	42

人口・社会・経済指標

国/領域/その他の地域	人口 (百万人) (2010)	推計人口 (百万人) (2050)	年平均 増加率 (%) (2005- 2010)	都市人口 の割合 (%) (2010)	都市 成長率 (%) (2005- 2010)	合計 特殊 出生率 (2010)	専門技能 者の立会 いの下で の出産 (%)	1人当たり PPPによ るGNI (米ドル) (2008)	初等教育に 対する支出 (%) 1人当たり GDPに 占める割合	外部からの 人口援助 (1000ドル)	5歳未満児 死亡率 (出生千対、 2005 -2010) 男/女	1人当たり エネルギー 消費量	改善 された 水源の 利用 (%)
ミャンマー	50.5	63.4	0.9	34	2.9	2.26	57		2.5	14,345	120 / 102	319	80
ナミビア	2.2	3.6	1.9	38	3.5	3.22	81	6,270	15.7	81,342	58 / 45	745	93
ネパール	29.9	49.0	1.8	19	5.0	2.76	19	1,120	15.1	30,907	52 / 55	338	89
オランダ	16.7	17.4	0.4	83	1.1	1.75	100	41,670	17.8	(496,014)	6 / 5	4,909	100
オランダ領アンティル島	0.2	0.2	1.5	93	1.7	1.94				0	16 / 12	11,321	
ニューカレドニア	0.3	0.4	1.5	57	1.3	2.04	92				9 / 8		
ニュージーランド	4.3	5.3	0.9	86	1.0	2.03	94	25,090	17.6	(17,160)	6 / 5	3,966	97
ニカラグア	5.8	8.1	1.3	57	1.8	2.64	74	2,620	9.8	32,871	29 / 22	621	79
ニジェール	15.9	58.2	3.9	17	4.4	7.01	18	680	27.1	23,079	171 / 173		42
ナイジェリア	158.3	289.1	2.3	50	3.8	5.07	35	1,940		383,352	190 / 184	722	47
ノルウェー	4.9	5.9	0.9	79	1.4	1.88		58,500	18.2	(304,979)	5 / 4	5,704	100
パレスチナ自治区	4.4	10.3	3.2	74	3.5	4.80	97			8,753	23 / 18		
オマーン	2.9	4.9	2.1	73	2.4	2.92	98		15.7	30	14 / 13	5,678	82
パキスタン	184.8	335.2	2.2	36	3.0	3.79	39	2,700		27,007	85 / 94	512	90
パナマ	3.5	5.1	1.6	75	2.7	2.49	91	11,650	7.5	316	27 / 20	845	92
バブアニューギニア	6.9	12.9	2.4	13	2.3	3.95	39	2,000		51,237	70 / 68		40
パラグアイ	6.5	9.9	1.8	61	2.8	2.91	77	4,820	11.5	7,533	44 / 32	686	77
ペルー	29.5	39.8	1.2	77	1.7	2.49	73	7,980	7.3	28,602	38 / 27	494	84
フィリピン	93.6	146.2	1.8	49	2.1	2.98	60	3,900	8.6	48,866	32 / 21	451	93
ポーランド	38.0	32.0	-0.1	61	-0.2	1.28	100	17,310	27.0	201	9 / 7	2,547	
ポリネシア ^a	0.7	0.8	0.8	42	1.1	2.87	100				22 / 19		
ポルトガル	10.7	10.0	0.3	61	1.4	1.38	100	22,080	22.4	(7,347)	6 / 5	2,363	99
プエルトリコ	4.0	4.1	0.4	99	0.7	1.84	100			0	9 / 8		
カタール	1.5	2.3	10.7	96	10.7	2.32	100			0	10 / 10	19,504	100
レユニオン	0.8	1.1	1.3	94	1.7	2.39					10 / 8		
ルーマニア	21.2	17.3	-0.4	57	0.6	1.33	99	13,500	10.7	6,064	20 / 15	1,806	88
ロシア	140.4	116.1	-0.4	73	-0.3	1.41	100	15,630		60,004	18 / 14	4,730	97
ルワンダ	10.3	22.1	2.7	19	4.1	5.25	52	1,010	8.2	138,355	167 / 143		65
サモア	0.2	0.2	0.0	20	-1.0	3.76	100	4,340	11.8	493	28 / 25		88
サウジアラビア	26.2	43.7	2.1	82	2.4	2.97	96		18.4	0	26 / 17	6,223	89
セネガル	12.9	26.1	2.6	42	3.2	4.79	52	1,760	17.0	33,060	125 / 114	225	77
セルビア	9.9	9.2	0.0	56	0.6	1.61	99	11,150		6,591	15 / 13	2,141	99
シエラレオネ	5.8	12.4	2.7	38	3.5	5.12	42	750		15,061	160 / 136		53
シンガポール	4.8	5.2	2.5	100	2.5	1.27	100	47,940	8.9	0	4 / 4	5,831	
スロバキア	5.4	4.9	0.1	55	-0.1	1.31	100	21,300	15.3	2	9 / 8	3,307	100
スロベニア	2.0	2.0	0.2	50	-0.0	1.42	100	26,910	24.7	0	5 / 4	3,632	
ソロモン諸島	0.5	1.0	2.5	19	4.2	3.70	43	2,580		1,723	56 / 57		70
ソマリア	9.4	23.5	2.3	37	3.5	6.31	33			5,934	186 / 174		29
南アフリカ共和国	50.5	56.8	1.0	62	1.8	2.48	91	9,780	13.7	408,377	79 / 64	2,807	93
スペイン	45.3	51.3	1.0	77	1.2	1.50		31,130	19.4	(230,763)	5 / 5	3,208	100

人口・社会・経済指標

国/領域/その他の地域	人口 (百万人) (2010)	推計人口 (百万人) (2050)	年平均 増加率 (%) (2005- 2010)	都市人口 の割合 (%) (2010)	都市 成長率 (%) (2005- 2010)	合計 特殊 出生率 (2010)	専門技能 者の立会 いの下で の出生 (%)	1人当たり PPPによ るGNI (米ドル) (2008)	初等教育に 対する支出 (%) 1人当たり GDPに 占める割合	外部からの 人口援助 (1000ドル)	5歳未満児 死亡率 (出生千対、 2005 -2010) 男/女	1人当たり エネルギー 消費量	改善 された 水源の 利用 (%)
スリランカ	20.4	21.7	0.9	14	0.3	2.29	99	4,460		4,121	21 / 18	464	82
スーダン	43.2	75.9	2.2	40	4.1	3.95	49	1,930		67,284	117 / 104	363	70
スリナム	0.5	0.6	1.0	69	1.6	2.35	90	7,130		934	35 / 26		92
スワジランド	1.2	1.7	1.3	21	0.8	3.37	74	5,010	16.3	21,503	111 / 92		60
スウェーデン	9.3	10.6	0.5	85	0.6	1.87		38,180	24.7	(328,000)	4 / 4	5,512	100
スイス	7.6	8.5	0.4	74	0.5	1.47	100	46,460	23.3	(44,848)	6 / 5	3,406	100
シリア	22.5	36.9	3.3	56	4.0	3.10	93	4,350	18.4	1,464	21 / 16	978	89
タジキスタン	7.1	11.1	1.6	26	1.6	3.29	83	1,860		7,212	83 / 74	580	67
タンザニア	45.0	109.5	2.9	26	4.6	5.47	46	1,230		306,163	112 / 100	443	55
タイ	68.1	73.4	0.7	34	1.7	1.83	97	5,990	14.4	45,393	13 / 8	1,553	98
マケドニア(旧ユーゴスラビア)	2.0	1.9	0.1	59	0.2	1.44	98	9,950		3,043	17 / 16	1,482	100
東ティモール	1.2	3.2	3.3	28	4.8	6.27	19	4,690	27.6	7,621	92 / 91		62
トーゴ	6.8	13.2	2.5	43	4.1	4.08	62	820	9.4	9,730	105 / 91	390	59
トリニダード・トバゴ	1.3	1.3	0.4	14	2.9	1.66	98	23,950	16.0	3,108	37 / 28	11,506	94
チュニジア	10.4	12.7	1.0	67	1.6	1.83	90	7,070	20.9	6,239	24 / 21	864	94
トルコ	75.7	97.4	1.2	70	1.9	2.09	83	13,770	10.7	3,706	36 / 27	1,370	97
トルクメニスタン	5.2	6.8	1.3	50	2.2	2.39	100	6,210		821	72 / 56	3,631	
ウガンダ	33.8	91.3	3.3	13	4.4	6.16	42	1,140	8.5	236,072	129 / 116		64
ウクライナ	45.4	35.0	-0.7	69	-0.4	1.40	99	7,210		51,727	18 / 13	2,953	97
アラブ首長国連邦	4.7	8.3	2.8	84	3.2	1.87	100		4.9	0	10 / 12	11,832	100
英国	61.9	72.4	0.5	80	0.7	1.86	99	36,130	22.1	(1,138,817)	6 / 6	3,464	100
米国	317.6	403.9	1.0	82	1.3	2.07	99	46,970	22.2	(4,672,158)	7 / 8	7,766	99
ウルグアイ	3.4	3.6	0.3	92	0.4	2.07	99	12,540	8.5	312	18 / 15	953	100
ウズベキスタン	27.8	36.4	1.1	36	0.9	2.23	100	2,660		5,637	63 / 53	1,812	88
バヌアツ	0.2	0.5	2.5	26	4.3	3.81	93	3,940		1,425	39 / 29		59
ベネズエラ	29.0	42.0	1.7	93	2.0	2.47	95	12,830	9.1	596	24 / 19	2,319	89
ベトナム	89.0	111.7	1.1	30	3.3	2.01	88	2,700	19.7	86,759	27 / 20	655	92
イエメン	24.3	53.7	2.9	32	4.8	4.97	36	2,210		28,563	84 / 73	324	66
ザンビア	13.3	29.0	2.4	36	2.8	5.64	47	1,230	5.5	264,458	169 / 152	604	58
ジンバブエ	12.6	22.2	0.3	38	1.6	3.29	69			50,524	100 / 88	759	81

世界/地域データ

	人口 (百万人) (2010)	推計人口 (百万人) (2050)	年平均 増加率 (%) (2005- 2010)	都市人口 の割合 (%) (2010)	都市 成長率 (%) (2005- 2010)	合計 特殊 出生率 (2010)	専門技 能者の 立会い の下で の出産 (%)	1人当 りPPP による GNI (米ドル) (2008)	初等教育 に対する 支出(%) 1人当 りGDP に占める 割合	外部からの 人口援助 (1000ドル)	5歳未満児 死亡率 (出生千対、 2005 -2010) 男/女	1人当 りエネ ルギー 消費量	改善 された 水源の 利用 (%)
世界全体	6,908.7	9,150.0	1.2	50	1.9	2.52	66	10,357		9,799,625	71 / 71	1,820	
先進工業地域 [*]	1,237.2	1,275.2	0.3	75	0.7	1.65	99				8 / 7		
開発途上地域 ⁺	5,671.5	7,946.0	1.4	45	2.4	2.67	62				78 / 78		
後発開発途上国 [‡]	854.7	1,672.4	2.3	29	4.0	4.23	38	1,338			138 / 126	309	
アフリカ[§]	1,033.0	1,998.5	2.3	40	3.4	4.45	49			4,157,120	142 / 130		
東アフリカ	327.2	711.4	2.6	24	3.8	5.09	35		2,117,228		131 / 117		
中央アフリカ [§]	128.9	273.0	2.6	43	4.1	5.42	63		184,726		200 / 178		
北アフリカ ¹⁰	212.9	321.1	1.7	51	2.5	2.80	73		162,098		60 / 52		
南アフリカ	58.0	67.4	1.0	59	1.9	2.55	89		786,248		80 / 65		
西アフリカ ¹¹	306.1	625.6	2.5	45	3.9	5.06	42		749,903		169 / 162		
アラブ諸国¹²	359.4	598.2	2.1	56	2.5	3.20	73			254,595	58 / 51		
アジア	4,166.7	5,231.5	1.1	42	2.3	2.30	65			1,105,784	56 / 61		
東アジア ¹³	1,564.0	1,600.0	0.6	50	2.2	1.73	98			87,368	24 / 33		
南・中央アジア	1,780.5	2,536.0	1.5	32	2.4	2.70	45		441,254		78 / 85		
南東アジア	589.6	766.0	1.2	42	2.2	2.25	73		343,521		41 / 32		
西アジア	232.7	371.8	1.9	67	2.3	2.85	81		109,217		40 / 33		
ヨーロッパ	732.8	691.0	0.1	73	0.4	1.52	99				10 / 8		
東ヨーロッパ	291.5	240.0	-0.4	69	-0.2	1.39	99		133,217		16 / 12		
北ヨーロッパ ¹⁴	98.9	112.5	0.5	79	0.7	1.84	99		1		6 / 6		
南ヨーロッパ ¹⁵	153.8	153.7	0.5	68	0.9	1.47	99		24,991		7 / 6		
西ヨーロッパ ¹⁶	188.6	184.9	0.2	80	0.7	1.59	100				5 / 5		
ラテンアメリカ・カリブ海地域	588.6	729.2	1.1	80	1.6	2.17	90			510,881	31 / 24		
カリブ海 ¹⁷	42.3	49.5	0.8	67	1.6	2.33	73		172,362		48 / 41		
中央アメリカ	153.1	196.8	1.2	72	1.6	2.36	83		131,738		27 / 21		
南アメリカ ¹⁸	393.2	482.9	1.1	84	1.6	2.08	94		159,062		31 / 24		
北アメリカ¹⁹	351.7	448.5	1.0	82	1.3	2.02	99				7 / 7		
オセアニア	35.8	51.3	1.3	70	1.3	2.42	77			60,697	31 / 30		
オーストラリア・ニュージーランド	25.8	34.1	1.0	89	1.2	1.88	98				6 / 5		

指標の注

- この白書で用いられている表示は、いずれの国、地域または行政府の法的地位ならびに境界の範囲に関する国連人口基金の見解を表明するものではない。
- 1990年時点の人口が20万人以下の国と地域のデータについては、この表では単独項目としては掲げず、各地域の人口を示す数字の中を含めた。
- * 先進工業地域(More developed regions)は、北アメリカ、日本、ヨーロッパ、オーストラリア、ニュージーランドで構成されている。
 - + 開発途上地域(Less developed regions)はアフリカ全域、ラテンアメリカ・カリブ海地域、日本を除くアジア、メラネシア、ミクロネシア、ポリネシアで構成されている。
 - ※ 後発開発途上国(Least developed countries)は、国連の基準による。
- 1 クリスマス島、ココス(キーリング)諸島、ノーフォーク島を含む。
 - 2 旧ザイール。
 - 3 香港は1997年7月1日に中国に返還され、中国の特別行政区になっている。
 - 4 アガレザ諸島、ロドリゲス島、セント・ブランドン島を含む。
 - 5 ニューカレドニア、バヌアツを含む。
 - 6 ミクロネシア連邦、グアム、キリバス、マーシャル諸島、ナウル、北マリアナ諸島、パシフィック諸島(パラオ)からなる。
 - 7 米領サモア、クック諸島、ジョンストン島、ピトケアン、サモア、トケラウ、トンガ、ミッドウェー諸島、ツバル、ワリス・フテュナ諸島からなる。
 - 8 英領インド洋地域とセイシェルを含む。
 - 9 サントメ・プリンシペを含む。
 - 10 西サハラを含む。
 - 11 セント・ヘレナ・アセンション、トリスタン・ダ・クーニャを含む。
 - 12 アルジェリア、バーレーン、コモロ、ジブチ、エジプト、イラク、ヨルダン、クウェート、レバノン、リビア、モーリタニア、モロッコ、パレスチナ自治区、オマーン、カタール、サウジアラビア、ソマリア、スーダン、シリア、チュニジア、アラブ首長国連邦、イエメンから構成される。人口指標に用いられている地域群は国連人口部の提供による。他の指標のグループ分けは、データのある各国の平均値をもととしている。
 - 13 マカオを含む。
 - 14 チャネル諸島、フェロー諸島、マン諸島を含む。
 - 15 アンドラ公国、ジブラルタル、バチカン、サンマリノを含む。
 - 16 リヒテンシュタイン、モナコを含む。
 - 17 アンギラ、アンチグア・バーブーダ島、アルバ、英領バージン諸島、ケイマン諸島、ドミニカ、グレナダ、モントセラト、オランダ領アンティル諸島、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島、タークス・カイコス諸島、米領バージン諸島を含む。
 - 18 フォークランド(マルビナス)諸島、仏領ギアナを含む。
 - 19 バーミューダ、グリーンランド、サンピエール・ミクロンを含む。

テクニカル・ノート：指標の解説

今年度の『世界人口白書』の指標では、昨年に続き再度、国際人口開発会議(カイロ会議)とミレニアム開発目標の数値目標および質的目標の達成に向けて、その進捗状況を追跡するのに役立つような指標を用いることに特別な注意を払った。とりわけ、死亡率の低下、教育の普及、家族計画を含む reproductive health・ヘルス・サービスの利用、青少年のHIV感染率/エイズ罹患率といった分野である。指標の典拠および選択の根拠は、カテゴリー別に以下に示してある。

カイロ会議の目標の検証

死亡率の指標

乳児死亡率/男女別平均寿命(出生時平均余命) 典拠：国連人口部のデータ。これらの指標は、それぞれ、(成長段階の中でも最も重大な)出生1000人当たりの生後1年間と、その後の全生涯にわたる死亡率を示したものである。データの推計は2010年のものである。

妊産婦死亡率 典拠：WHO、ユニセフ、国連人口基金、世界銀行による推計。Maternal Mortality in 2005(2007年)この指標は、妊娠・出産・産後の時期およびそれに関連した合併症で死亡する女性が、出生10万当たり何人いるかの推定値を示す。

推定値50以下はそのまま表記している。推定値が100から999までは最も近い10の倍数で表記し、1000以上は、最も近い100の倍数で表記してある。推定値のいくつかは、各国政府の公式発表の数値とは異なっている。この推定値は、可能な限り報告に基づいた数値を使って、典拠の異なる情報の比較をしやすいようなアプローチを用いている。詳細については、各国別推定値の原典を参照のこと。これらの推定値と推定方法については、WHO、ユニセフ、国連人口基金、学術機関など関連機関が定期的に見直しを行っており、現在進行中の妊産婦死亡に関するデータの改善過程の一環として、必要があれば改定していく。推計方法が変更されたため、以前に推計した1995年と2000年時点の水準を今回の推計値と厳密に比較することはできない。ここでの妊産婦死亡は、5年ごとに実施される妊産婦死亡に関する世界のデータベースによる。最近の改定は、2007年に出版された2005年実施のものである。なお2008年以降のデータは、白書の出版前に入手することができなかった。

教育の指標

男女別初等教育就学率/男女別中等教育就学率 典拠：ユネスコ統計研究所(2010年4月)のデータ。人口データは国連人口部のWorld Population Prospects : The 2008 Revision(2009年)による。

就学率は、ある学齢年齢の人口100人当たりの該当学年での在学者数を示す。遅れて入学したり、中退・復学、留年によって、本来の年齢よりも高くなった人の数は訂正されずそのまま含まれている。データは最新のものをを用いているが、2000-2008年の幅がある。

15歳以上男女の非識字率 出典：上記就学率より。非識字率データは識字率データより調整。ユネスコ統計研究所のデータシートより。非識字の定義は国によって異なり、一般的には、3種類の定義が用いられている。本書では、日常生活で使う短い表記文を、理解はできるが、読み書きができないという定義を用いており、可能な限り、このデータを用いている。15歳以上の非識字率は、現在の就学率の水準と過去の教育水準の両方を反映している。上記の教育指標は、World Population Prospects: The 2008 Revision(2009年)にある国連人口部の推計値を用いて更新されている。教育のデータは、最新のものをを用いているが、2005-2008年の幅がある。

初等教育5年目までとどまる児童の割合 出典：上記就学率より。データは最新のものであるが、2000-2008年の幅がある。

リプロダクティブ・ヘルスの指標

15-19歳の少女1000人当たりの出生数 出典：国連人口部のデータ。若い女性に対する出産の負担の指標である。しかし、この年齢層の女性全体の1年間の水準を示すものである以上、これは若い時期の女性の出産負担を十分に示すものではない。ただし、1年当たりの女性1人の出生数の平均を示すことになるので、5倍すれば、若い女性1000人当たりの10代後半でのおよその出生数を知ることができる。しかし、この方法では出生数だけを計算しているので、10代の女性の妊娠の全容を表すことにはならない。死産や流産あるいは人工妊娠中絶により、出生に至らなかった妊娠はこの数値には反映されない。推計値は2005-2010年の幅がある。

避妊実行者 出典：国連人口部。このデータは、サンプル調査報告からとったもので、それぞれ(事実婚を含む)有配偶女性のうち、現在、近代的な避妊法もしくは何らかの避妊法を実践している人の割合を推計している。近代的避妊法(診療施設による方法あるいは配布による方法)には、男性・女性の不妊手術、IUD、ピル、注射、ホルモン剤埋め込み法、コンドーム、女性用のバリア法がある。これらの数字は、調査時期や質問事項の細部が異なるため、国と国の比較はおおまかにしかできず、完全を期すことは困難である。すべての国・地域で、調査対象人口の年齢を15歳から49歳までに統一している。入手できる限り最新の調査によるデータを掲載しているが、1991年-2009年の幅がある。世界と地域の取り上げられた指標は、ポピュレーション・レファレンス・ビューローのWorld Population Data Sheet(2009年)による。

15-49歳のHIV感染率 出典：世界銀行、World Development Indicators(2009年)。これらのデータは、調査システムレポートとモデル推定値から引用した。15-49歳の人口データは各国のポイント推定値による。参照したのは2007年のデータである。世界と地域の取り上げられた指標は、ポピュレーション・レファレンス・ビューローのWorld Population Data Sheet(2008年)による。

人口・社会・経済指標

2009年の人口/2050年の推計人口/2005-2010年の平均増加率

出典：国連人口部のデータ。これらの指標は、各国の人口の現在の規模、将来の推計規模(国連人口部による中位推計)、現在の年間増加率を示す。

都市人口の割合/都市成長率 出典：国連人口部のデータ。これらの指標は、各国の人口の中の都市人口の比率と推計された都市地域の増加率を示す。

合計特殊出生率 出典：国連人口部のデータより。この数値は、15歳から49歳の間の年齢階級別のそれぞれの女性が特定の期間において産んだ子ども数を出産可能年齢の生涯において産んだと仮定した場合の子ども数を表している。国によっては、この期間のいずれかの時点で推計レベルに達すると思われる。推計値は2010年のものである。

専門技能者の立ち会いの下での出産 出典：WHOリプロダクティブヘルス・調査局、WHO Database on proportion of birth by a skilled worker(2009年)のデータ。この指標は、国の報告に基づく、専門技能をもつ保健要員または立会人—すなわち医師(専門医またはそれ以外の医師)および/または通常分娩だけではなく産科合併症の診断・処置ができる助産技能をもつ者の立ち会いの下での出産の割合である。先進国のデータは専門技能者が出産に立ち会う割合が高いことを反映している。全範囲を網羅していると仮定しているため、公式の統計には辺境地域の住民のデータが欠如していたり調査範囲に入っていなかったり、機会や搬送の遅れによる影響が十分に反映されていない可能性がある。データは、2007年までの入手しうる最新のデータに基づいている。

1人当たり国民総所得(PPPによるGNI) 出典：世界銀行 World Development Indicators Online(ウェブサイト：<http://devdata.worldbank.org/dataonline/>〔購読が必要〕で検索可)より2008年の数値。この指標は(以前は1人当たりGNP(国民総生産)と言っていたが)、国内への配当(送金)や国外からの請求は考慮せず、人口の規模に関して、居住者と非居住者によって生産された最終使用の財およびサービスの総生産額を示す。したがってある国民の経済的生産力の指標となる。また、海外からの労働賃金の送金や居住人口の資本、非居住人口に対する同様の支払いを調整している点、また、為替レートの年次変化を含む様々な技術的な調整をしている点から、国内総生産(GDP)とは異なる。この測定値は、購買力平価(PPP)を用いた、「実質的なGNP」を含むことで通貨の購買力の差異についても考慮している。購買力平価の数値の中には、回帰モデルに基づくものもあるが、そのほかは最新の「国際比較プログラム」の基準推計値から推計したものである。

政府支出に占める教育費の割合 出典：世界銀行 World Development Indicators Online(ウェブサイト：<http://devdata.worldbank.org/dataonline/>〔購読が必要〕で検索可)。この指標は、ある国家の教育部門と保健部門に対する優先度を政府支出の割合から割り出そうとしたものである。部門内での配分、つまり他のレベルと対比した初等教育や基礎保健サービスへの配分については、国によってかなり差があると思われるが、これについてははっきりしない。中央政府と地方自治体の間の行政および予算権限の違い、公共セクターと民間セクターの役割の

違いなどがある。ここで報告されている推計値は、教育費が1人当たりGDPに占める割合で表示している。部門が異なったり、状況が変わったりすると投入額に差が出るので、国家間の比較にはよく注意する必要がある。データは、入手できる最新の推計値(2002年-2008年)を用いている。

外部からの人口分野に対する援助 出典：国連人口部のデータ。この指標は、乳児と幼児の死亡件数に関連する。つまり、乳児や幼児に対する疾病その他の死因の影響を反映する。さらに標準的な人口統計学測定手段は、乳児死亡と1歳から4歳の子どもの死亡率で、この年齢層の様々な死亡の原因と頻度を反映するものである。この測定値は、乳児死亡率に比べて栄養改善や予防接種で予防可能になるものも含めて、子どもの病気の負担をよりよく表している。5歳未満児死亡率は、ある年次の出生児1000人に対する5歳未満の子どもの死亡数で表される。2005-2010年の推計値である。

1人当たりエネルギー消費量 出典：世界銀行 World Development Indicators Online(ウェブサイト：<http://devdata.worldbank.org/dataonline/>〔購読が必要〕で検索可)より。この指

標は、年間国民1人当たりの石油1kgに相当する商業用第1次エネルギー(石炭、褐炭、石油、天然ガス、水力・原子力・地熱電気)の消費量を示す。工業の発達度、経済構造、消費パターンを反映する。長期的な変化をみると、いろいろな経済活動のレベルとバランスの変化およびエネルギー使用の効率の変化を(浪費の減少、増加も含め)映し出すこともできる。2007年のデータによる。

改善された水源の利用 出典：WHO(ウェブサイト：<http://www.who.int/whosis/indicators/compendium/2008/2wst/>〔購読が必要〕)。Meeting the MDG Drinking Water and Sanitation Target ; The Urban and Rural Challenge of the Decade(2009年)。この指標は、水源が改善され、十分な量の安全な飲料水を利用者の住居から便利な距離の範囲内で入手している人口の割合を示す。斜体の文字で記された部分は、各国の定義に従って、そのレベルを設定している。これは、不適切な衛生状態から生じるものも含めた健康上のリスクにさらされる場合とも関連する。データは2006年の推計によるものである。

UNFPA(国連人口基金)は、すべての女性、男性、そして子どもが健康な生活を送り、平等な機会を享受できる世界を実現するために活動する国際開発機関です。
UNFPAは、貧困を減らし、望まれない妊娠をなくし、すべての出産が安全に行われ、すべての若者がHIV/エイズの脅威にさらされることなく生活し、すべての女性と少女が尊重され、尊厳ある人生を送ることができるよう、人口統計データを用いながら、さまざまな国の政策を支援しています。

すべての人に価値がある。だから、UNFPAは活動を続けます。

「世界人口白書 2010」の英語版は、UNFPAのホームページ
<http://www.unfpa.org> で、ご覧になれます。

日本語版監修：

阿藤 誠(早稲田大学特任教授)

日本語版制作：

財団法人 家族計画国際協力財団(ジョイセフ)

〒162-0843 東京都新宿区市谷田町1-10

保健会館新館

電話 03-3268-3454

FAX 03-3235-9774

E-mail info2@joicfp.or.jp

URL <http://www.joicfp.or.jp>

印刷：NPC日本印刷株式会社

United Nations Population Fund
605 Third Avenue
New York, NY 10158 USA
www.unfpa.org

ISBN978-4-906581-29-0-C0320-¥0E

